

第3期 昭和町
子ども・子育て支援事業計画
(素案)

目 次

第1章 計画策定の背景と目的 1

1	計画策定の背景	1
2	計画の法的根拠	1
3	子ども施策に関する国の動向	2
4	計画策定体制	2
5	計画の期間	2
6	計画の位置づけ	3

第2章 本町の現状 4

1	人口の推移	4
2	子育て環境	5
3	合計特殊出生率の推移	6
4	乳幼児を取り巻く環境	8
5	保育所などで実施している特別保育事業など	9
6	ファミリー・サポート・センター	9
7	小学生を取り巻く環境	10

第3章 ニーズ調査結果について 11

1	ニーズ調査の概要	11
2	ニーズ調査結果	12

第4章 本町の課題と前期計画の評価 19

1	統計・ニーズ調査等からみえる本町の課題	19
2	前期計画の評価と課題	20

第5章 計画方針 21

1	基本理念	21
2	子ども・子育て支援のための5つの基本方針	21
3	施策体系	23
4	子どもの発達段階に応じた支援	24

第6章子ども・子育て支援事業計画の推進..... 26

1	子ども・子育て支援事業について.....	26
2	認定区分について.....	26
3	教育・保育提供区域の設定	27
4	子ども・子育て支援法改正による幼児教育・保育の無償化について	27
5	教育・保育給付事業.....	28
6	地域子ども・子育て支援事業	33

第7章子育て支援のまちづくりのための取り組み 43

1	地域におけるきめ細かな子育て支援.....	43
2	支援を必要とする子どもたちへの支援.....	46
3	教育環境の充実.....	48
4	安心して子育てができる環境づくり	51
5	子どもの貧困問題への対応	53

第8章計画の評価と見直し..... 55

1	計画の評価	55
2	計画の見直し	55



第1章 計画策定の背景と目的

1 計画策定の背景

平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から施行され、本町においても、「昭和町子ども・子育て支援事業計画」を同年3月に策定、また令和2年に改訂版となる「第2期昭和町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、認定こども園・幼稚園・保育所(園)を通じた共通の給付と小規模保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実と共に子育て家庭の支援等に努めて参りました。

この度、計画期間が令和6年度をもって満了となることから、第2期計画の評価・見直しを行うとともに、国の改定指針も踏まえ、引き続き、誰もが安心して教育・保育が受けられるような環境づくりに努め、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取り組みを計画的に推進するため、新たに「第3期昭和町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

2 計画の法的根拠

(1)子ども・子育て関連3法

- ・子ども・子育て支援法
- ・認定こども園法の一部を改正する法律
- ・児童福祉法の一部を改正する法律

これらの法律は、総合的かつ計画的な子ども・子育て支援施策の推進を目的としており、「子ども・子育て支援事業計画」の策定と実施の枠組みを提供しています。

中でも、「子ども・子育て支援法」(正式名称:子ども・子育て支援のための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律)は、子ども・子育て支援事業計画の主な根拠法となる法律です。

この法律は、子どもやその保護者が健やかに成長・生活できる環境を整備するため、地方公共団体が計画を策定・実施することを義務付けています。

(2)児童福祉法

「児童福祉法」も、子育て支援の基盤となる法律です。この法律は、すべての児童が健全に育成されることを目的としており、児童福祉施設の設置や運営などに関する基本的な枠組みを定めています。

これらの法律に基づき、地方公共団体は「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた子育て支援施策を展開しています。この計画には、保育所や幼稚園、認定こども園の整備・運営、地域子育て支援センターの設置、子育て支援サービスの提供など、具体的な施策が含まれます。

3 子ども施策に関する国の動向

令和5年4月に施行された「こども基本法」には、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神に則り、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などが定められています。

令和5年12月には、「こども大綱」が閣議決定されました。これまで個別に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められています。

本町でも令和6年4月に「こども家庭センター¹」が開設され、子ども施策の推進を更に進めていく体制を取っています。

4 計画策定体制

本町では、支援法第77条第1項の規定に基づき、昭和町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置しています。

本計画は「子ども・子育て会議」において、子どもの保護者や子ども・子育て支援事業に従事する方、学識経験のある方を委員とし、意見をいただきながら策定いたしました。

5 計画の期間

計画期間は、支援法第62条の規定により令和7年度を初年度として、令和11年度までの5か年とします。なお、各施策の進捗状況について、年度ごとに分析・評価するとともに計画期間中に社会環境の変化などが生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
第7次総合計画								
デジタル田園都市構想総合戦略								
第3次子ども・子育て支援事業計画								

¹ 2022年に改正された児童福祉法に基づき、2024年から設置された新しい福祉拠点です。子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援を行います。



6 計画の位置づけ

本計画は、支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、提供体制の確保内容や実施時期等を定めています。

また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの貧困対策の計画策定が市町村の努力義務となりました。子どもの貧困対策関連施策を推進するため、本計画は「子どもの貧困対策計画」を内包した計画としています。

併せて、上位計画である「昭和町第7次総合計画」、「昭和町昭和町デジタル田園都市構想総合戦略」、本計画と関連性の強い「昭和町教育方針(教育大綱)」など、各種計画との整合性を図り策定しています。

根拠法

- 子ども・子育て関連3法
 - ・子ども・子育て支援法
 - ・認定こども園法の一部を改正する法律
 - ・児童福祉法の一部を改正する法律

規定期間

第3期昭和町子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援地域行動計画・子どもの貧困対策計画)

整合

- ・総合計画
- ・デジタル田園都市構想
総合戦略
- ・男女共同参画基本計画
- ・地域福祉計画
- ・健康増進計画
- ・障がい者計画
- 教育方針(教育大綱)

根拠法

規定期間

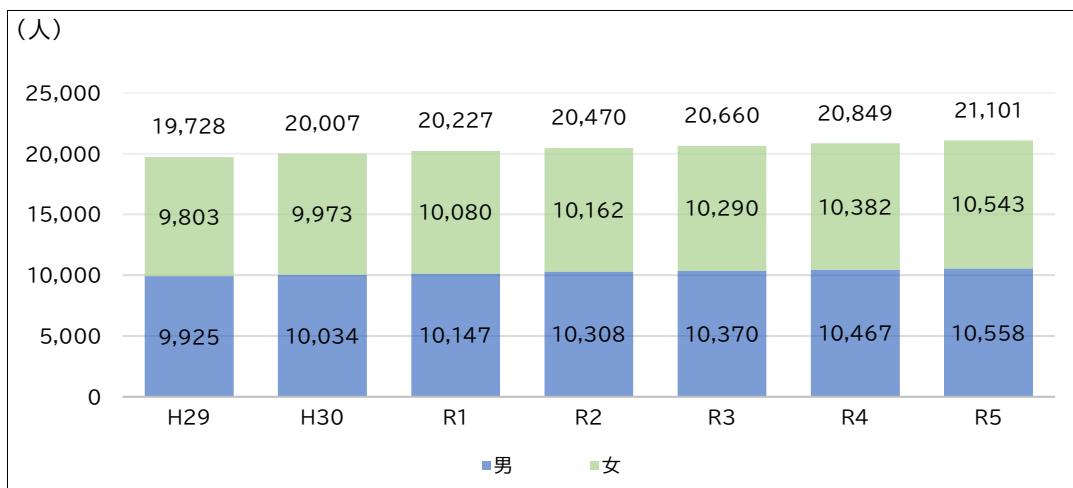
- 次世代育成支援対策推進法
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律

第2章 本町の現状

1 人口の推移

本町は平成30年には総数で20,000人を超え、その後も増加傾向が続いている。令和5年には21,101人となっています。

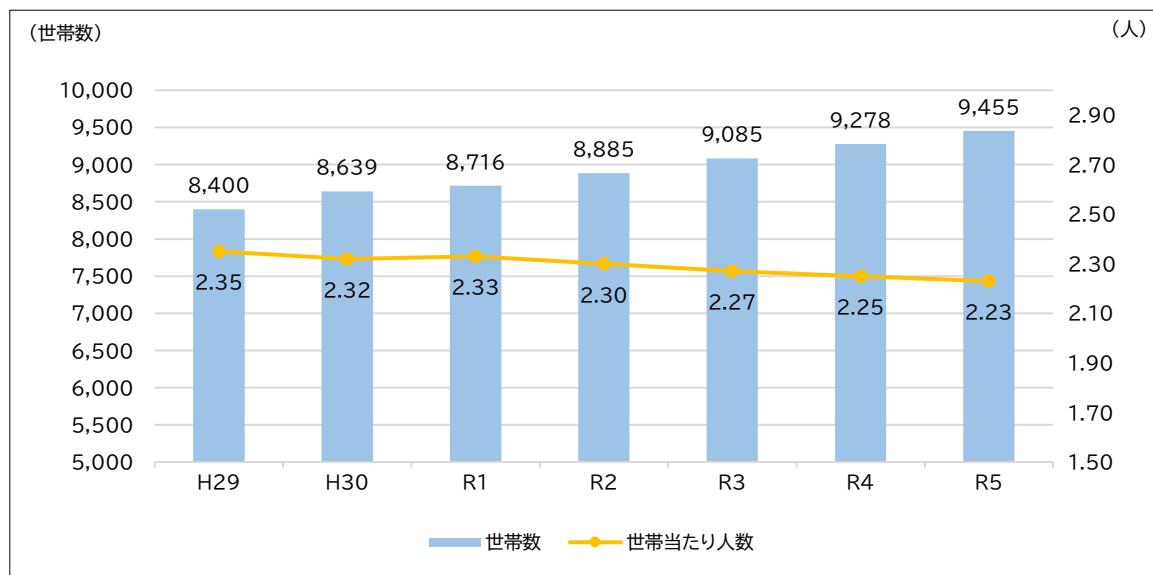
■男女別人口の推移



出典:住民基本台帳(各年3月31日現在)

住民基本台帳に基づく本町の世帯数は、令和3年に9,000世帯を超え、令和5年には9,455世帯まで増加しています。世帯あたりの人員数は微減傾向にあります。

■世帯数と世帯人員の推移

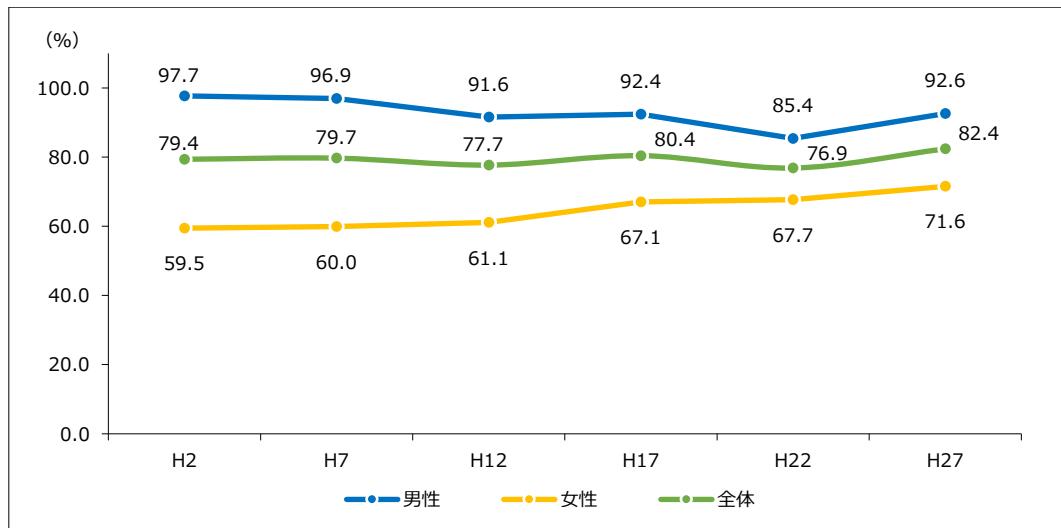


出典:住民基本台帳(各年3月31日現在)



国勢調査による本町の25歳から44歳の就業率をみると、女性の就業率が緩やかな増加傾向にあることがわかります。男性は平成22年に大きく減少しており、これは平成20年のリーマン・ショックの影響が考えられます。平成27年の調査では増加傾向に転じ、それに伴って全体の就業率も増加しています。女性の就業率は、国が2023年までに目指している80%とは8.4ポイントの差があります。

■男女別就業率の推移



出典：国勢調査

2 子育て環境

本町では、妊娠5～8か月の母親を対象とした「ようこそ赤ちゃん学級(安産学級)」、初産の場合には夫婦を対象とした「パパママ学級(両親学級)」、1か月児のいる母親を対象に育児学級²を行っています。令和5年度では、育児学級に9割近くの保護者が参加しています。

■育児学級参加状況

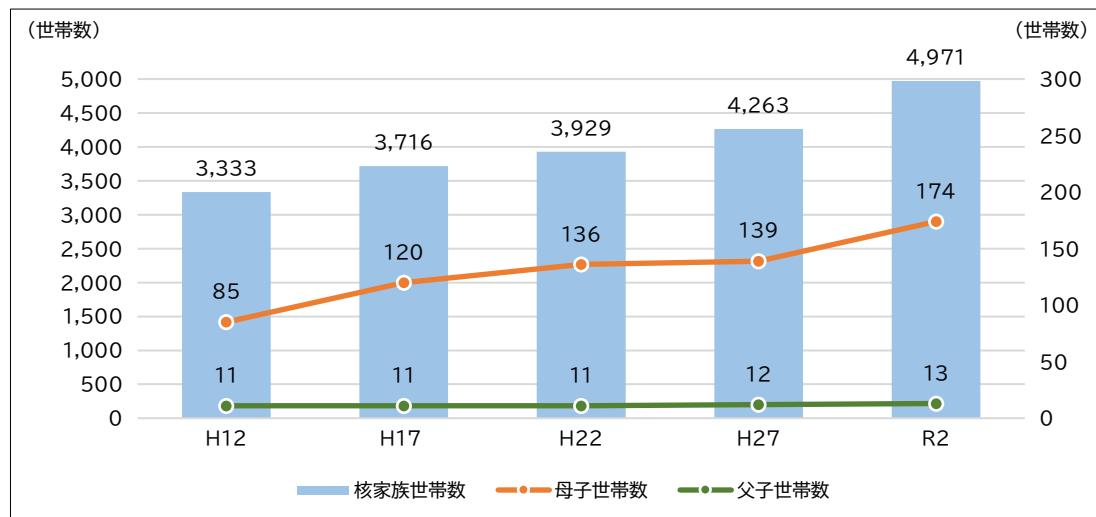
年度	対象(人)	参加者(人)	参加率(%)
令和元年度	183	138	75.4
令和2年度	149	100	67.1
令和3年度	198	118	59.6
令和4年度	136	101	74.3
令和5年度	197	173	87.8

出典：いきいき健康課

² 1か月のお子さんを持つお母さんを対象に、予防接種や乳幼児健診の受け方についての説明や、予防接種手帳の交付などを行います。また、出産後に保健師の面談を行い、悩み等伴走型支援につなげています。

本町の核家族世帯は増加傾向にあります。父子世帯は横ばいですが、母子世帯は増加傾向にあり、令和2年では平成12年時の2倍以上となっています。

■核家族・母子・父子世帯の推移



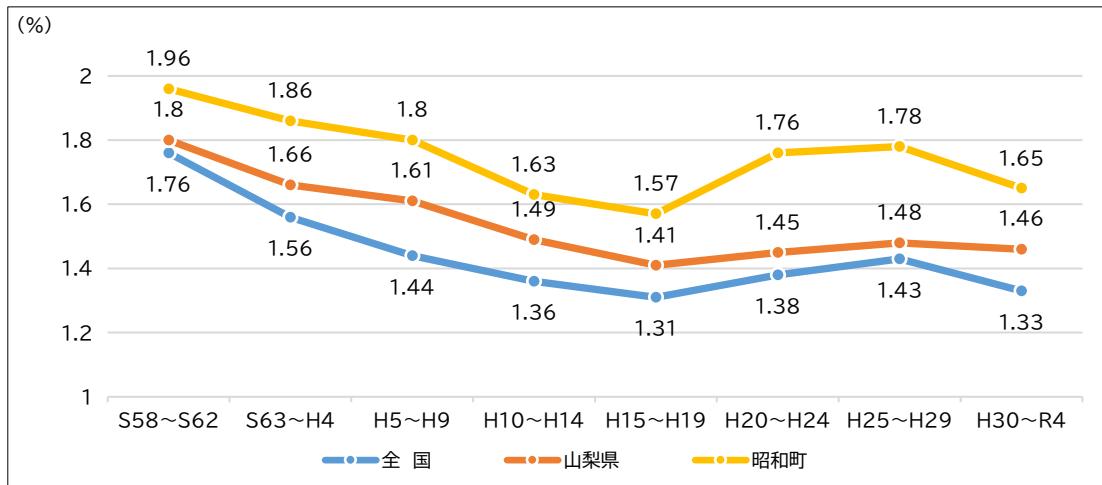
出典：国勢調査

3 合計特殊出生率³の推移

合計特殊出生率は、全国、山梨県、本町ともに減少傾向が続いていました。平成20年～24年に上昇に転じましたが、平成30年～令和4年で再び減少傾向となっています。

本町の合計特殊出生率は、山梨県や全国よりも高い数値となっています。

■合計特殊出生率の推移



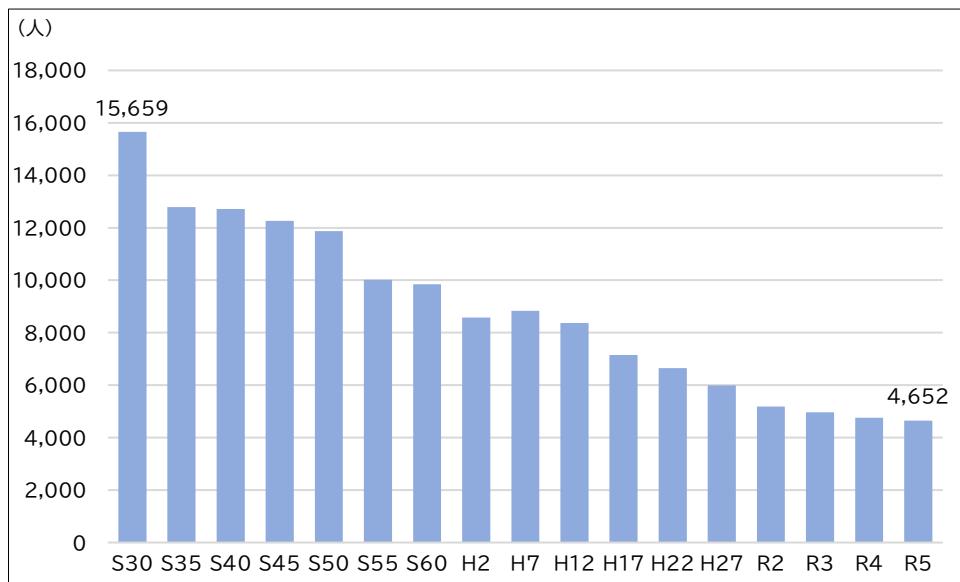
出典：厚生労働省

³ その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で生涯に生むとしたときの子どもの数に相当します。



山梨県全体の出生数は減少傾向が続いている。令和5年の出生数は、4,652人で、昭和30年と比較して、30%以下の水準となっています。

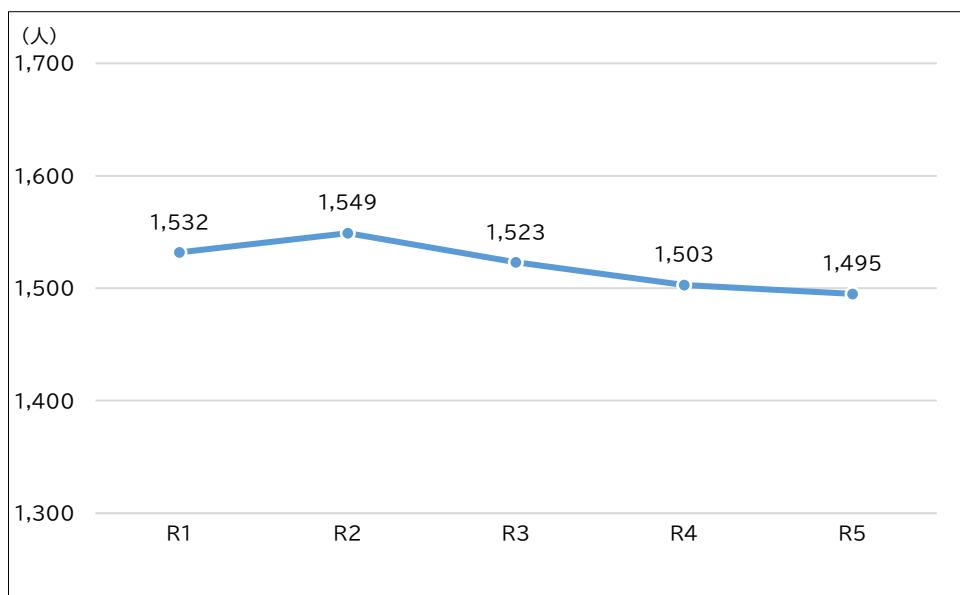
■山梨県の出生数の推移



出典:住民基本台帳、人口動態統計

本町の就学前児童数(0から6歳)は緩やかな減少傾向にあります。令和5年の就学前児童数は、1,495人となっています。

■就学前児童数の推移



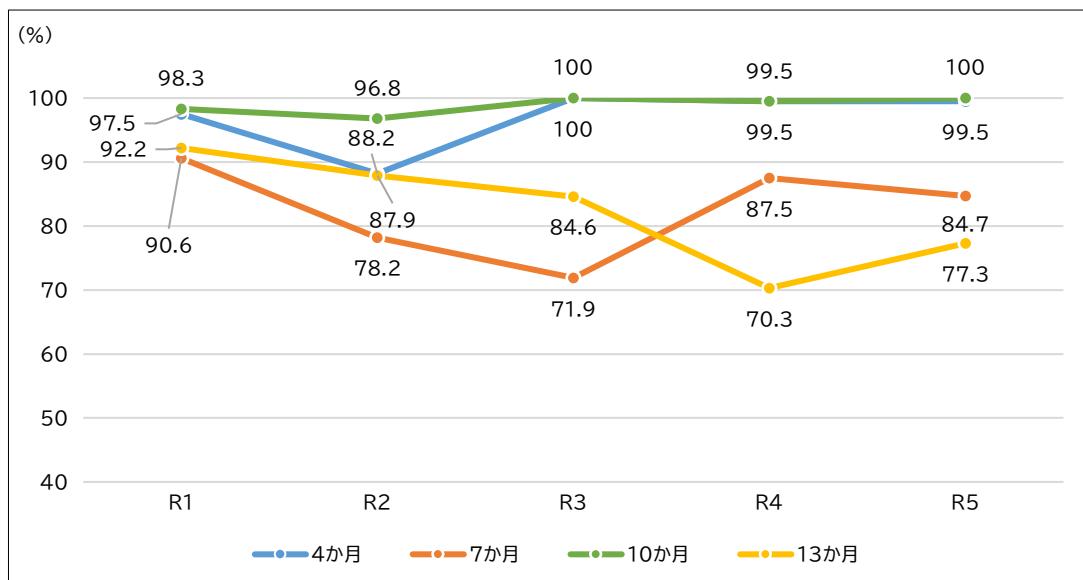
出典:住民基本台帳(各年度3月31日現在の0歳から6歳の人口)

4 乳幼児を取り巻く環境

本町では、乳児期に対して、4か月、7か月、10か月、13か月の4回の健診を実施しています。

4か月健診と10か月健診は昭和町総合会館内保健センターで行うため、100%近い受診率となっています。一方、7か月健診と13か月健診は医療機関での受診となるため、受診率がやや低くなっています。

■乳児健診の受診率の推移



出典：いきいき健康課

■本町の教育・保育施設

施設名	住所
昭和こども園	昭和町西条 4185-2
押原こども園	昭和町押越 84
常永保育園	昭和町河西 743-1
上河東保育園	昭和町河西 1608-1
富士桜学院	昭和町押越 766
第二上河東保育園	昭和町上河東 521
げんき夢こども園	昭和町河東中島 748-2
ふるるこども園	昭和町築地新居 2289-5
押原きっず	昭和町押越 22-1
昭和コティ保育園	昭和町西条 2264-1

出典：子育て支援課



5 保育所などで実施している特別保育事業など

本町では、保護者の要望に合わせて、子どもを一時的に預かる「一時預かり事業」、通常の時間を越えて預かる「延長保育事業」、障害がある子どもに対応した「障害児保育事業」、病児・病後児を預かる「病児・病後児保育事業」などを実施しています。それぞれの事業の実施施設は以下の通りです。

■保育所などで実施している特別保育事業一覧

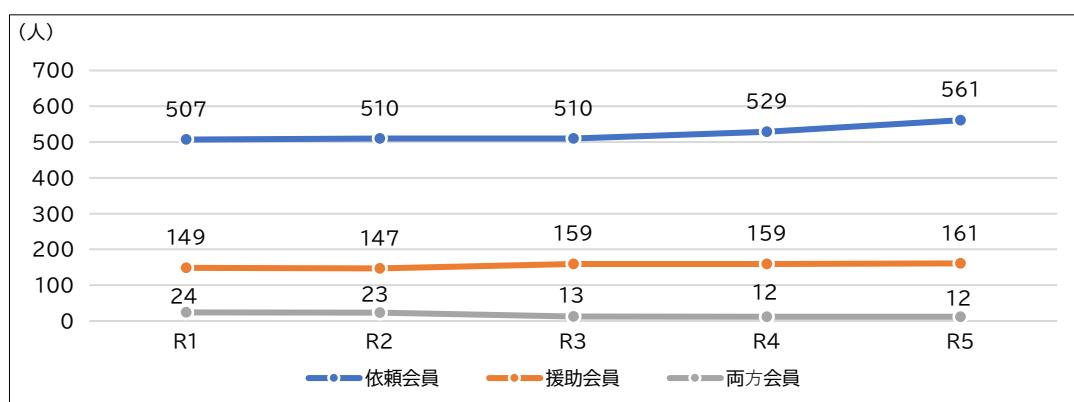
施設名	一時預かり	延長保育	障害児 保育	病児・病後児 保育	子育て支援 拠点
昭和こども園	●	●	●	●	●
押原こども園	●	●	●	●	●
常永保育園		●			
上河東保育園		●			
富士桜学院	●	●		●	
第二上河東保育園		●	●		
げんき夢こども園	●	●	●	●	●
ふるるこども園					
押原きっず					
昭和コティ保育園		●		●	
げんきキッズクリニック				●	

出典：子育て支援課（令和6年4月1日現在）

6 ファミリー・サポート・センター

育児の応援を依頼したい人と育児を応援できる人を会員として登録し、育児のお手伝いなどの相互援助を行う事業です。子育て支援課に窓口を設置しており、令和5年度末現在、登録会員数は734人となっています。そのうち、育児の応援を依頼したい依頼会員は561人、育児を応援できる援助会員は161人、両方会員は12人となっています。ファミリー・サポート・センターの事業は利用量が予測しにくい事業のため、援助会員の維持・拡充が求められます。

■ファミリー・サポート・センター登録会員数の推移



出典：ファミリーサポートしょうわ（各年3月31日現在）

7 小学生を取り巻く環境

本町の3つの小学校の児童数は、常永小学校の児童数が令和に入ってから減少しています。

西条小学校、押原小学校は増加傾向となっています。

■小学校の児童数



出典:学校基本調査(各年5月1日現在)

■本町の放課後児童クラブ⁴

児童クラブ	開設場所	所在地	開設時間 ①平日、②土曜日 ※②には月1回 8時30分～17時30分の対応有り	定員
押原放課後児童クラブ	押原児童館	押越616	①授業終了後～18時30分 ②8時30分～12時	60人
西条放課後児童クラブ	西条児童館	西条2225-1	①授業終了後～18時30分 ②8時30分～12時	60人
常永放課後児童クラブ	常永児童館	河西8-1	①授業終了後～18時30分 ②8時30分～12時	160人
児童センター 放課後児童クラブ	児童センター (ゆめてらす)	清水新居560	①授業終了後～18時30分 ②8時30分～12時	40人

出典:放課後児童クラブ申込み説明会資料

⁴ 放課後児童クラブは、放課後家に帰っても保護者の仕事、又は病気などのために適切な保護を受けられない児童を対象に、家庭的な雰囲気の中で正しい生活指導を行う事業です。

第3章 ニーズ調査結果について

1 ニーズ調査の概要

(1) 調査の趣旨

新たに「第3期昭和町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、住民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するため、ニーズ調査を行いました。

(2) 調査期間

ニーズ調査は、令和5年11月28日から12月12日まで実施しました。

(3) 調査対象及び回収率

調査対象	配付数	回収数	回収率
未就学児の保護者	425	204	48.0%
小学生の保護者	1,360	588	43.2%
総数	1,785	792	44.4%

(4) 本報告書中の記号について

(SA) ……単一回答(Single Answer)の略。選択回答は1項目のみとなります。

(MA) ……複数回答(Multi Answer)の略(一部回答数を限定しているものもあります)。

(NA) ……数値回答(Numeric Answer)の略。該当する数値を記入します。

n………回答者数(number)を表します。「n=100」は、回答者数が100人を表します。

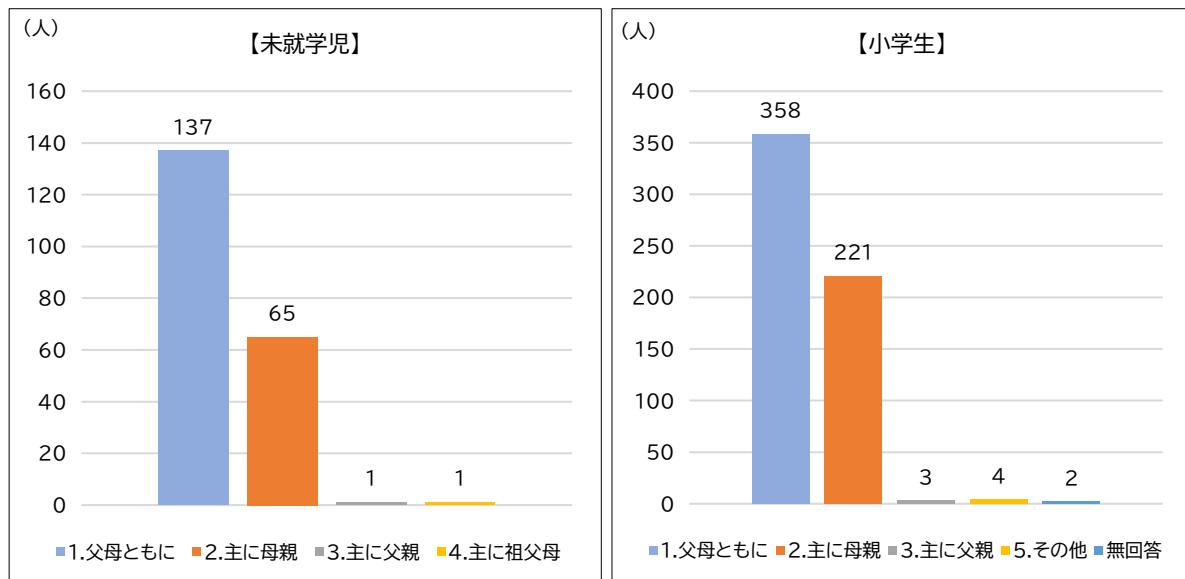
※複数回答の場合は、合計値が100%にならない場合があります。

※アンケート結果の数値は、小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までを表示しています。

2 ニーズ調査結果

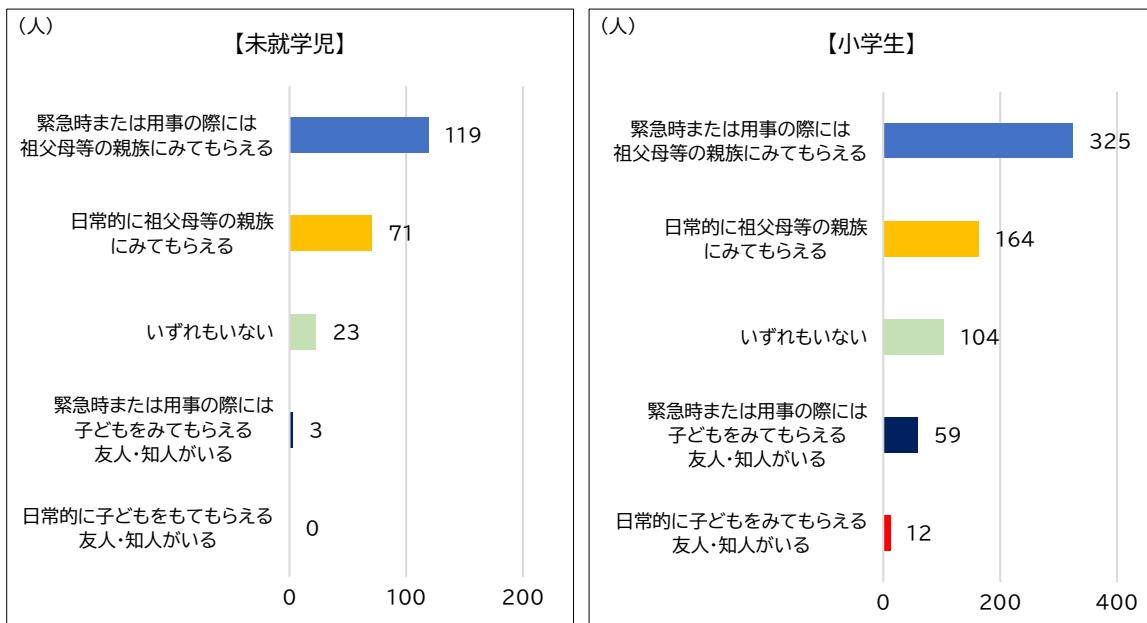
(1)子育てを主に行っている方(SA)

未就学児、小学生とも「父母とともに」との回答が最も多く、次いで「主に母親」が多くなっています。



(2)子どもをみてもらえる親族・知人について(MA)

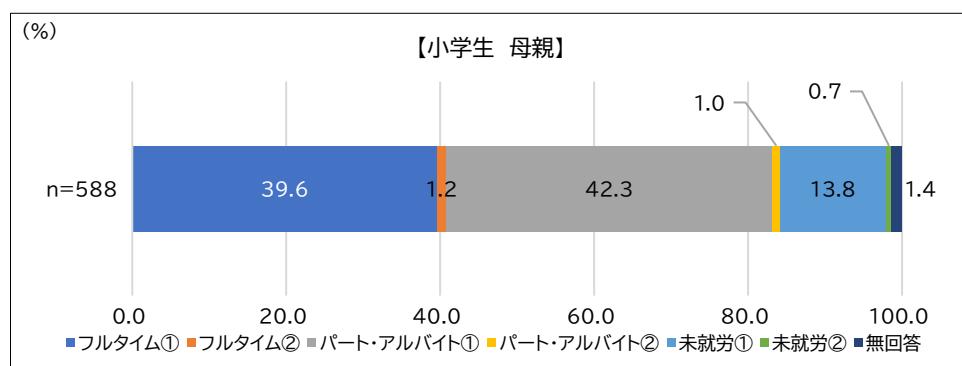
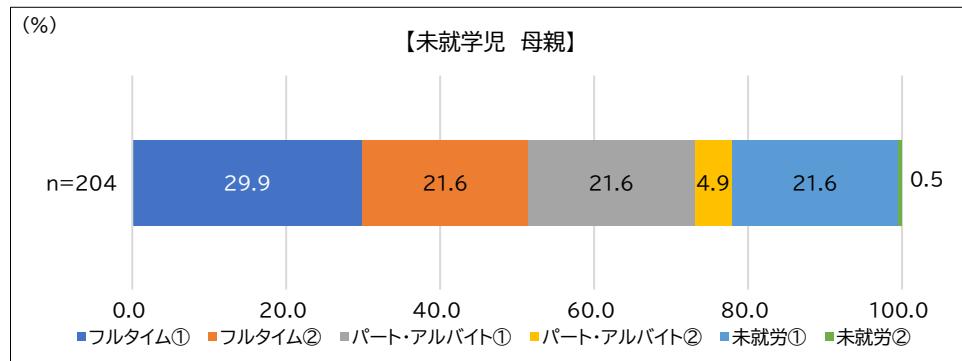
未就学児、小学生とも「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」との回答が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が多くなっています。



(3)母親の現在の就労状況について(SA)

母親の就労状況は、未就学児では「フルタイム①」が最も多くなっています。

小学生は「パート・アルバイト①」が最も多く、次いで「フルタイム①」が多くなっています。

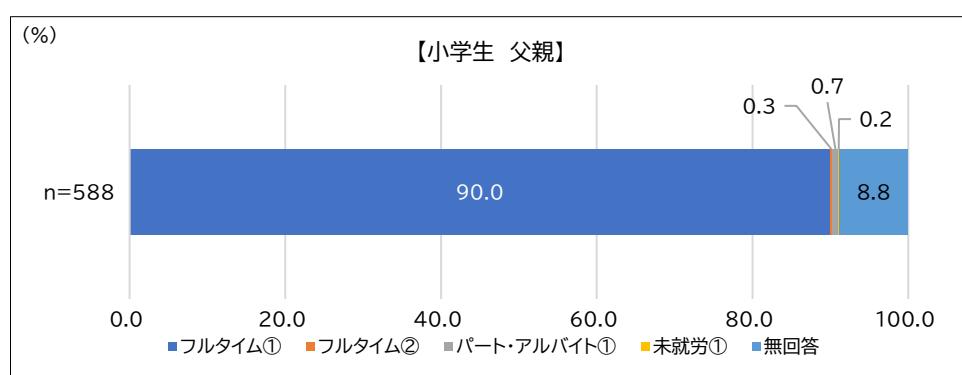
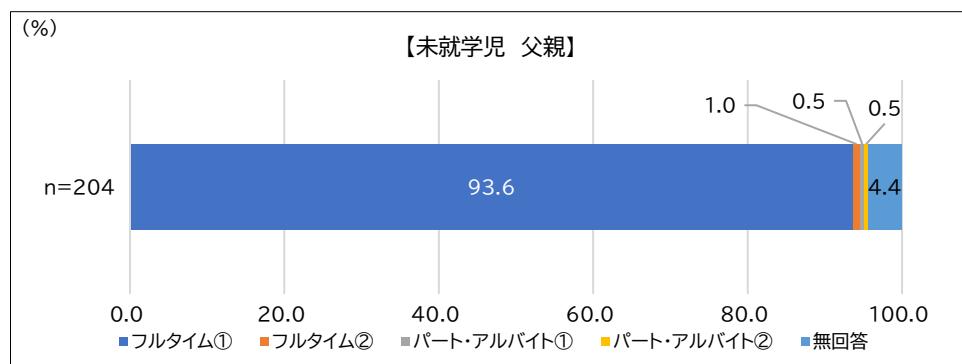


○注釈の説明

フルタイム①	フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
フルタイム②	フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
パート・アルバイト①	パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
パート・アルバイト②	パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
未就労①	以前は就労していたが、現在は就労していない
未就労②	これまで就労したことがない

(4)父親の現在の就労状況について(SA)

父親の就労状況は、未就学児、小学生ともに「フルタイム①」が最も多くなっています。

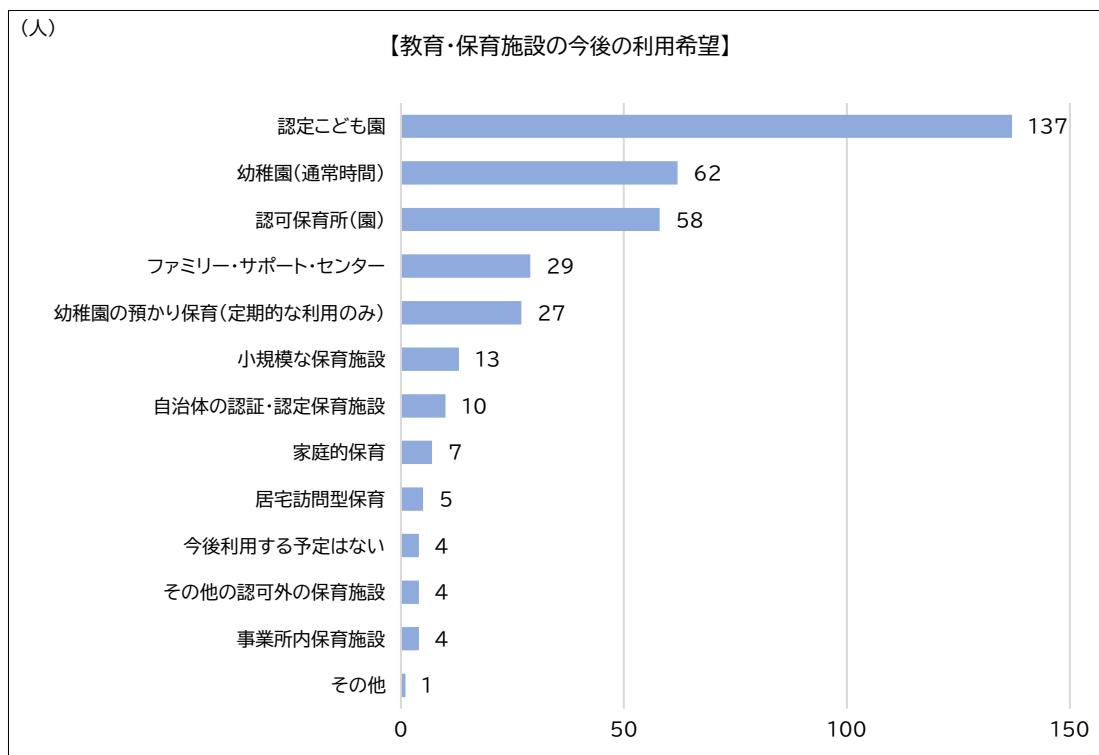
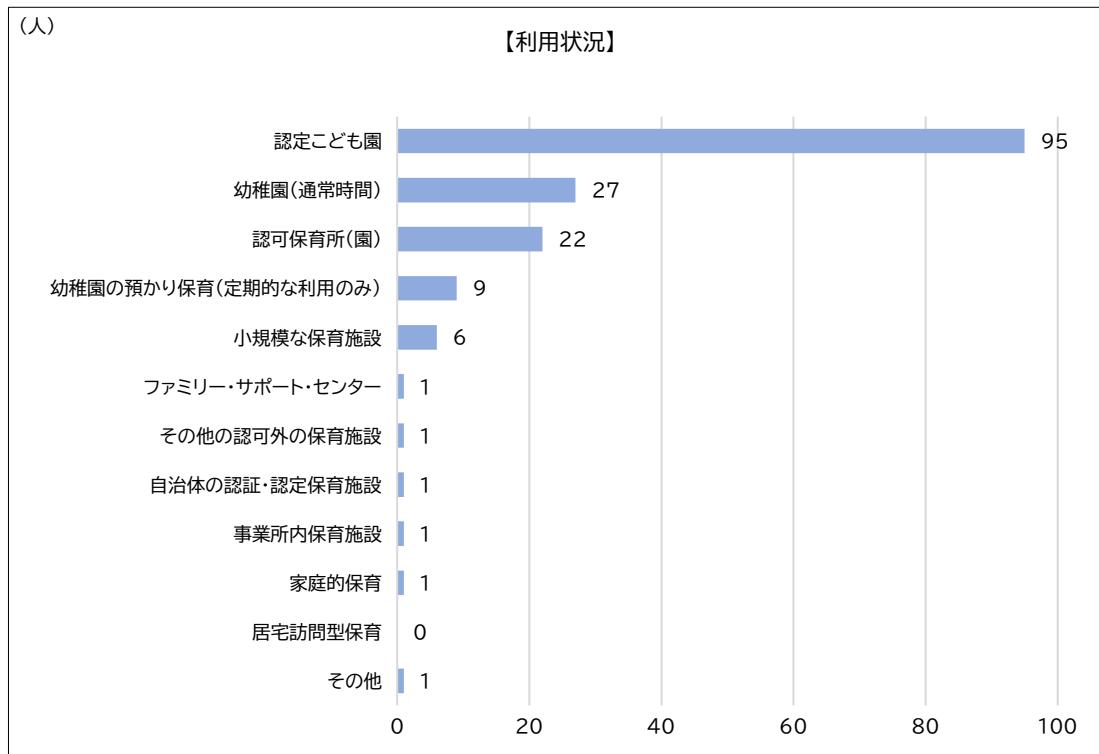


○注釈の説明

フルタイム①	フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
フルタイム②	フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
パート・アルバイト①	パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
パート・アルバイト②	パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
未就労①	以前は就労していたが、現在は就労していない
未就労②	これまで就労したことがない

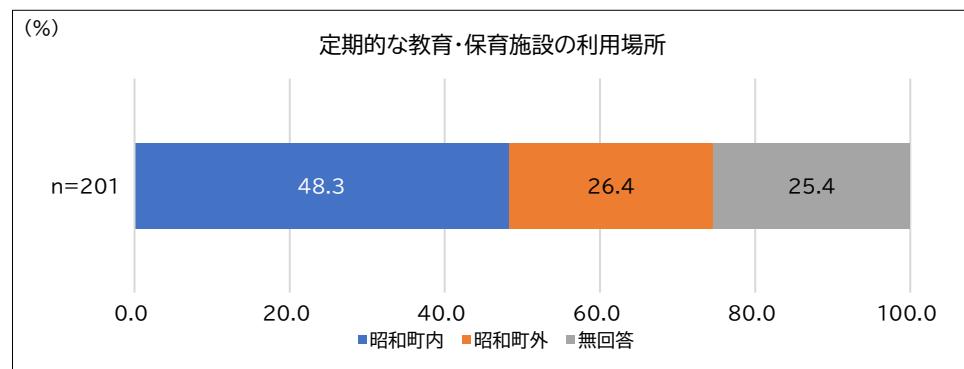
(5)未就学児の教育・保育事業の利用状況と希望(MA)

利用している教育・保育事業、利用希望のある教育・保育事業ともに「認定こども園」が最多く、以下「幼稚園(通常時間)」「認可保育所(園)」が続いています。



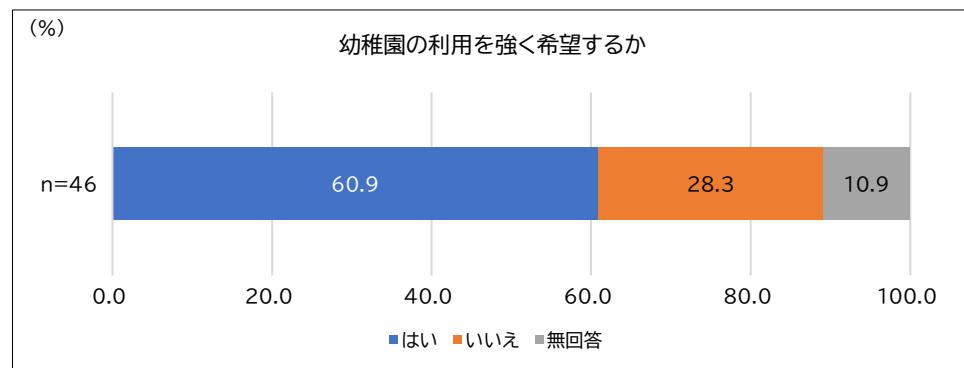
(6)定期的な教育・保育施設の利用場所

教育・保育施設の利用場所については「昭和町内」が最も多くなっていますが、「昭和町外」の利用も53%となっています。



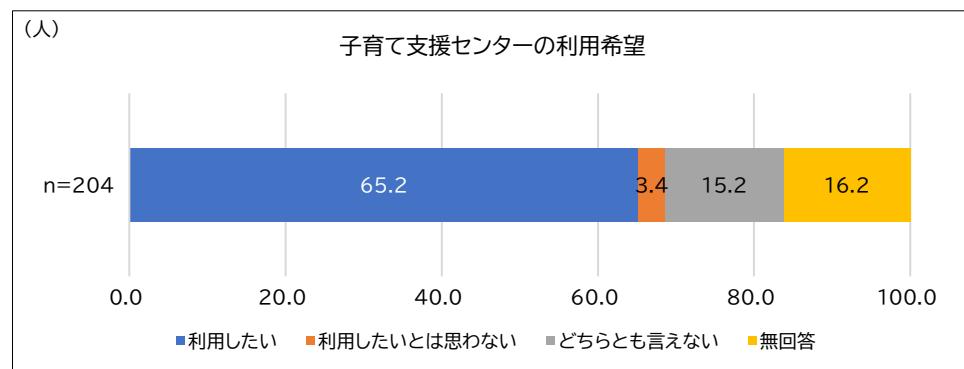
(7)特に幼稚園の利用を強く希望するか

「幼稚園の利用を希望する」との回答が多くなっています。



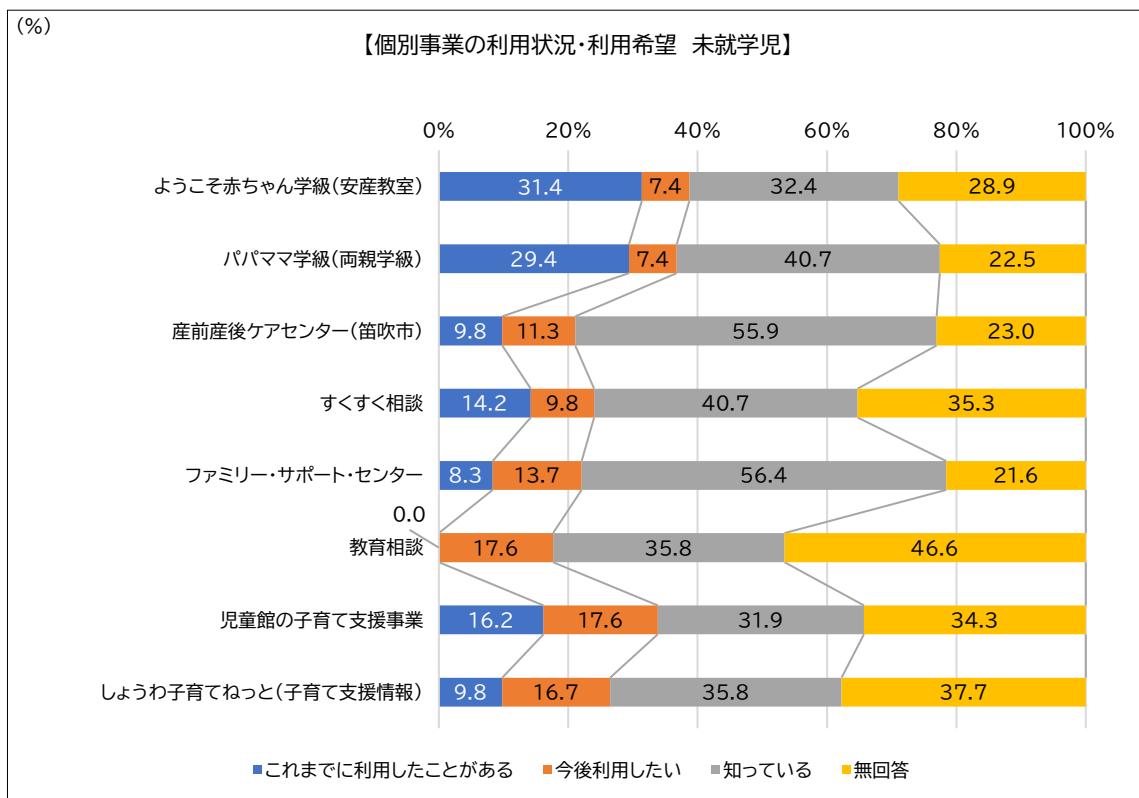
(8)昭和町に「子育て支援センター」があつたら利用したいと思うか

子育て支援センターの利用希望については「利用したい」との回答が最も多くなっています。



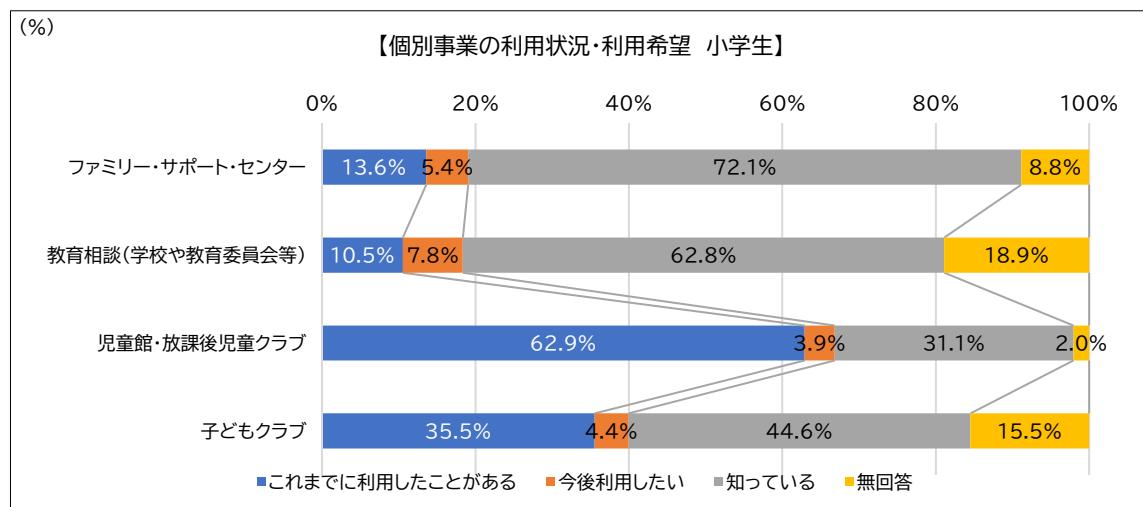
(9)個別事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものについて(MA)【未就学児】

「ようこそ赤ちゃん学級」と「パパママ学級」は約3割が「利用したことがある」と回答しています。「教育相談」の利用はありませんでした。「ファミリー・サポート・センター」の認知度が高くなっています。



(10)個別事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものについて(MA)【小学生】

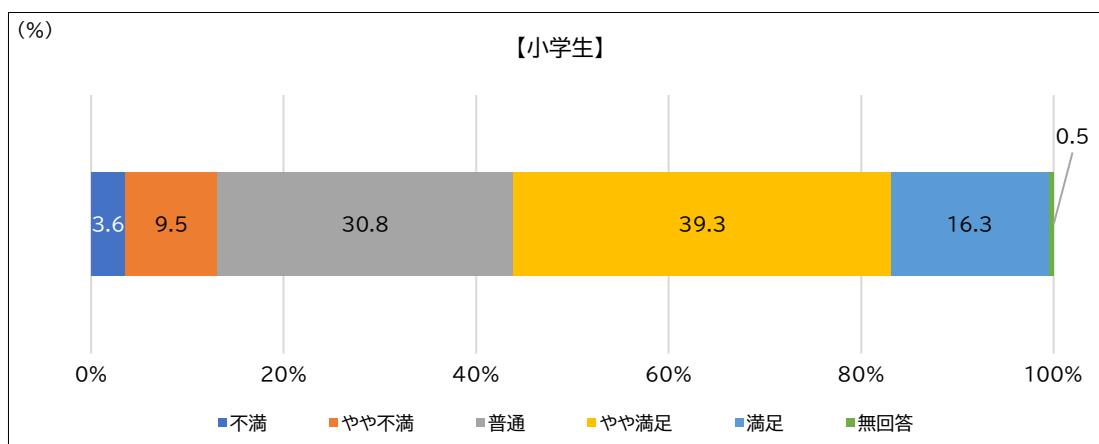
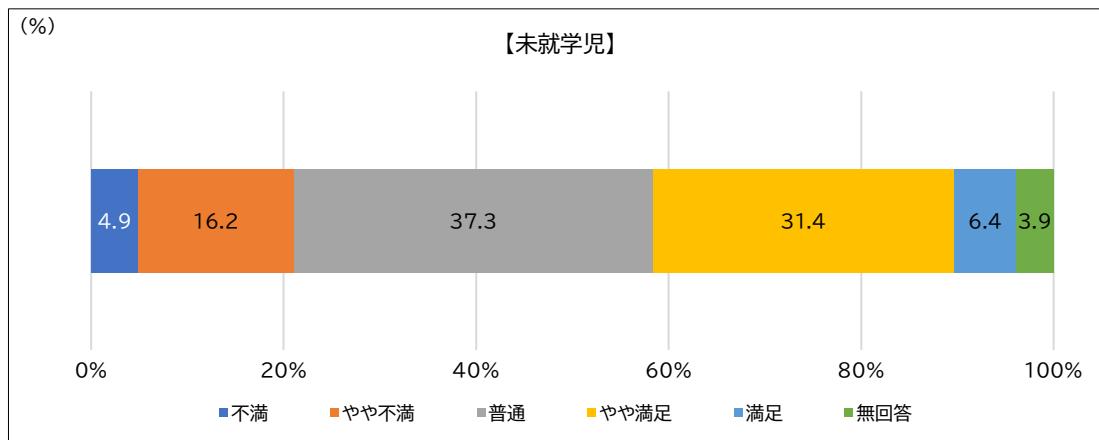
「児童館・放課後児童クラブ」の利用率が高くなっています。



(11)昭和町における子育ての環境や支援への満足度について(SA)

本町の子育て環境・支援施策の満足度について、5段階で評価を行っていただきました。

「不満」と「やや不満」を合わせた「不満傾向」が、未就学児では21.1%、小学生では13.1%となっており、不満足傾向は低い結果となっています。





第4章 本町の課題と前期計画の評価

1 統計・ニーズ調査等からみえる本町の課題

(1)合計特殊出生率の向上

本町の合計特殊出生率は、全国や山梨県に比較して高い数値となっているものの、平成25～29年に比べて平成30年～令和4年では、0.13ポイントの大幅な下落となっています。

山梨県全体をみても出生数の減少が続いている、出生率の向上は喫緊の課題となっています。

(2)ひとり親家庭への支援

国勢調査によるひとり親家庭の推移をみると、本町では母子家庭の増加傾向が続いている、令和2年には平成12年時の2倍以上となっています。

厚生労働省から令和4年に報告された「全国ひとり親世帯等調査」によると、母子世帯の平均年収は児童のいる世帯全体の平均年収の半分以下であることが示されており、生活が困窮し、教育格差などが起こりやすい傾向にあります。併せて、母子家庭の母親は非正規雇用が全体の4割を占めており、約1割の人が仕事につけていない状況にあります。母子家庭には、国の支援に加えて、自治体による支援策の拡充が求められます。

(3)個別事業の利用率向上

個別事業についての調査結果では、全体的に利用が少ない状況がみられます。

就学児保護者への調査では、「ようこそ赤ちゃん学級」と「パパママ学級」は約3割の利用がみられます、「教育相談」など、利用がない事業もあります。利用率の低い事業については、認知度を高め、利用状況の向上を図ることが望されます。

2 前期計画の評価と課題

(1)教育・保育事業

「第2期昭和町子ども・子育て支援事業計画」においては、未就学児人口、児童人口の推計をもとに、ニーズ調査から家庭類型ごとの割合を算出し、教育・保育事業の量の見込みや2号認定における幼児教育のニーズを把握し、幼稚園、保育所(園)、認定こども園等を適正に利用できる体制作りを図ってきました。

令和2年から令和6年の前計画期間においては、待機児童を発生させることはませんでした。本町は今後も人口の社会増が見込まれているため、未就学児、児童人口が増加した際にも待機児童を発生させない定員の確保に努めていく必要があります。

(2)地域子育て支援事業

地域子育て支援事業については、すべての事業において実施体制の維持・拡充を図ることにより保護者のニーズを満たすことができました。

一方で、ファミリーサポート事業や病児・病後児保育事業のように、利用者の状況によってニーズの変動が大きい事業もあるため、見込み量の算出の際、ニーズ調査結果から得られる見込み量と実際の利用実績の乖離が見られた事業については過去の実績を考慮した見込み量の算出を行い、利用者のニーズに応えられる体制作りに努める必要があります。

第5章 計画方針

1 基本理念

「第3期昭和町子ども・子育て支援事業計画」における基本理念は「子どもが、親が、地域が育つ、子育て支援のまち 昭和町」とします。

子どもが、親が、地域が育つ、子育て支援のまち 昭和町

第2章の「本町の現状」に見られるように、本町は現在も人口が増加している県内では数少ない自治体です。平成30年には20,000人を超え、令和5年には人口総数で21,101人となっています。

合計特殊出生率は、平成30年～令和4年の平均値で1.65と、県の1.46、全国の1.33を上回っています。また、小学校に通う児童は、押原小学校、西条小学校で増加傾向となっています。

ニーズ調査の結果では、本町の子育ての環境や支援について不満傾向（「不満」や「やや不満」）の回答が、未就学児では21.1%、小学生では13.1%と、比較的低い状況となっています。

今後も環境の変化に対応しつつ、高い満足度を維持していくためには、町の施策が重要なことはもちろんですが、併せて、それぞれの家庭や地域が一体となった「幅広い支援を行うことのできる子育て環境」を創っていく必要があります。このような子育て環境の実現を目指して、基本理念を「子どもが、親が、地域が育つ、子育て支援のまち 昭和町」と定めます。

2 子ども・子育て支援のための5つの基本方針

この基本理念を実現するために、「子ども・子育て支援のための5つの基本方針」を掲げ施策を推進していきます。

基本方針1 子どもの幸せを最も尊重していきます。

最も重要な視点は「子ども」の幸せを尊重していくという視点です。特に小学校に通う学齢期までの期間は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、生きる力を育み、調和のとれた発達を図っていく大切な時期です。常に子どもの立場で考え、子どもの声に耳を傾け、大人の考え方や都合が先行してしまうことがないようにすることが大切です。

基本方針2 家庭の教育力の向上と次の代の親づくりを行っていきます。

父母などの保護者が子育てについての第一義的責任を持っています。子どもにとっては、家庭は最も重要なよりどころであり、家庭での教育が子どもの教育の原点となります。今、子どもがいる家庭はもちろん、将来家庭をもち、次の世代の親となる子どもに対しても、長期的な視野に立って考えていくことが大切です。

基本方針3 すべての子どもとその家族を地域社会全体で支援します。

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではありません。保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することを可能とすることが重要です。地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように支援をしていくことが必要です。

基本方針4 利用者のニーズに応じた質の高いサービスを提供します。

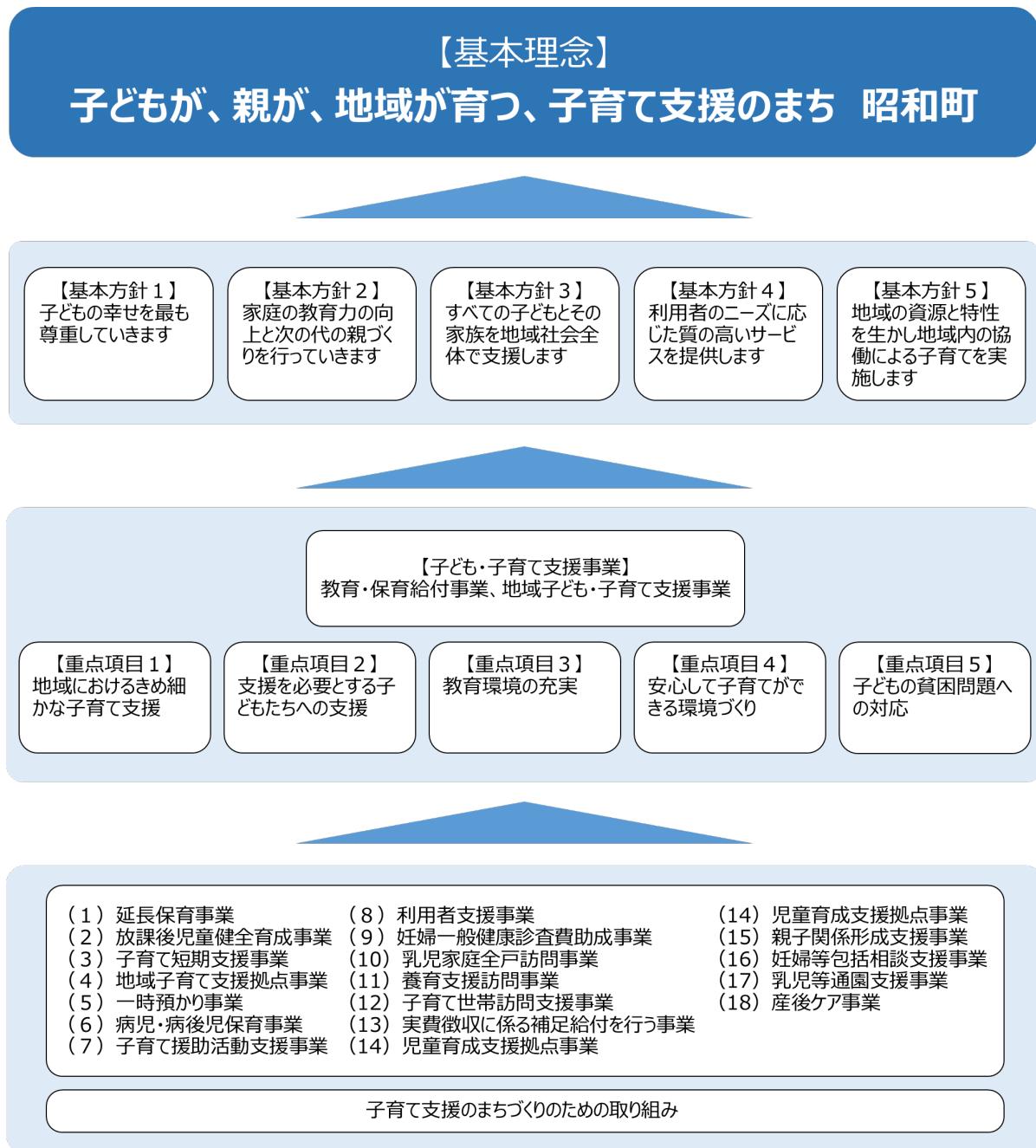
核家族化や都市化の進行といった社会環境の変化や価値観の変化によって、子育てに関するニーズも多様化しています。それぞれのニーズに柔軟に対応しながら、サービスを安心して利用できるような質の高いサービスを提供していきます。

基本方針5 地域の資源と特性を生かし地域内の協働による子育てを実施します。

地域におけるつながりが希薄化し、同世代の子を持つ親同士が知りあう機会も減少しています。しかし、その一方で、NPOなどを中心とした地域における活動や、情報通信技術の進歩による新しいつながりも生まれています。地域における人材をはじめとしたあらゆる資源を活用して、地域全体で協働して子どもの育成に取り組みます。

3 施策体系

基本理念を達成するための基本方針と、重点的に実施する子ども・子育て支援策は以下のような体系で展開していきます。



4 子どもの発達段階に応じた支援

子どもは、心身の成長とともに、周囲の環境に対して自分から働きかけ、周囲の環境と関わる中で、生活に必要な能力、態度などを獲得していきます。特に小学校就学前の乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣などの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。また、小学生になると、生きる力を育み、調和のとれた発達を図っていく大切な時期となります。

この発達の過程は連続的なもので、一人ひとりの個人差が大きいのですが、それぞれの発達段階に応じた特性や留意すべき点があります。ここでは発達段階を、

- ① 乳児期(概ね満1歳まで)
- ② 幼児期(概ね満3歳まで)
- ③ 幼児期(概ね満3歳以上)
- ④ 学齢期(小学校就学後)

に分けて、それぞれの特性などについて整理します。

(1)乳児期(概ね満1歳まで)

乳児期は、一般に身近にいる保護者などの特定の大人と愛情ある関係性を形成することで情緒的に安定し、身体面では著しい発育・発達がみられます。

子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答し積極的に関わることで、子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定化が図られます。

こうした情緒の安定を基盤として、心身の発達が促され、人として生きていく土台が作られます。

そのため、安心できる人的、物的環境のもとで、子どもの生命の安全を確保し、情緒的な安定を図るために支援が重要となります。また、疾病の発生も多くなっていることから、一人ひとりの発育や発達状態、健康状態に応じた保健的な対応も必要になります。

(2)幼児期(概ね満3歳まで)

概ね満3歳までの幼児期は、一般に基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分に楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。

自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在によって、子どもは自分に自信を持つようになります。また、それに伴って徐々に人間関係を広げ、その関わりを通して社会性を身につけていきます。

好きな遊びに熱中したりするなど、自発的に活動するようになる時期でもあります。そのため、事故防止に努めながら、活動しやすい環境を整え、子どもが探索活動を十分に経験できるようにすることが重要です。

また、子どもの自我の芽生えを見守り、その気持ちを受け止めながら、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくことが求められます。

(3) 幼児期(概ね満3歳以上)

満3歳以上の幼児期は、一般に遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う様々な活動を体験することで、豊かな感性や好奇心、探究心、思考力が養われ、その後の生活や学びの基礎を形成する時期です。

また、人や物との関わりを通して、自我や主体性が芽生え、人との関わりや他人の存在に気付くようになります。人間関係の面でも日々急速に成長し、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要な時期となります。そのため、この時期の教育の役割や同年齢や異年齢の子どもたちと主体的に関わる機会の提供が重要です。集団での生活は、規範意識の芽生えを培い、異年齢交流は年下への思いやりや責任感、年上への憧れや成長の意欲を生みます。

(4) 学齢期(小学校就学後)

小学校就学後の学齢期は、生きる力を育み、調和のとれた発達を図っていく大切な時期です。自立の意識や他者の理解といった社会性の発達が進んで、心身の成長も著しい時期となります。

そのため、この時期に最も多くの時間を過ごす学校での教育とともに、放課後などでも子どもの健全な育成に配慮して、遊びやレクリエーションを含めた学習や、様々な体験をするための機会を提供していく必要があります。

第6章 子ども・子育て支援事業計画の推進

1 子ども・子育て支援事業について

支援法で規定された保育所、幼稚園などの教育・保育、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業、時間外保育事業、子育て援助活動支援事業などの地域子ども・子育て支援事業は、この計画の基本理念である「子どもが、親が、地域が育つ、子育て支援のまち 昭和町」を実現するための中心的な取り組みとなります。

ここでは、支援法に基づいて、保育所や子ども園利用に関する認定区分、市町村子ども・子育て支援事業計画で定めることとされている事業の量の見込みと、提供体制の確保の内容についてまとめています。

2 認定区分について

保育所や子ども園の利用については、利用する子どもの年齢や保護者の就労状況に応じて、認定区分(1号認定、2号認定、3号認定)が設定されています。

それぞれの認定区分については次の通りです。

認定区分	対象年齢	利用目的	保育の必要性	推計の区分
1号認定	3~5歳	主に教育	低い	1号認定
2号認定			高い	2号認定(幼稚園)
3号認定	0~2歳	主に保育		2号認定(保育所)
				3号認定(0歳)
				3号認定(1・2歳)

◇ 1号認定（教育標準時間認定）

満3歳以上の児童で教育を希望する場合（主な利用先は幼稚園・認定こども園）

◇ 2号認定（保育認定）

満3歳以上の児童で保育の必要性がある場合（主な利用先は保育園・認定こども園）

◇ 3号認定（保育認定）

満3歳未満の児童で保育の必要性がある場合（主な利用先は保育園・認定こども園・地域型保育事業所等）※なお、2号・3号認定の場合、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分に分けられます

◇ 「保育標準時間」

保護者共に月120時間以上の勤務を想定した保育利用時間で、利用可能時間は1日11時間

◇ 「保育短時間」

保護者（両親等）の両方またはいずれかが月48時間以上120時間未満の勤務を想定した保育利用時間で、利用可能時間は1日8時間

3 教育・保育提供区域の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに量の見込みと提供体制の確保内容を定める必要があります。

本町は、面積が小さく、主な移動手段である自家用車を利用して15分程度で町内を移動できるため、町全体をひとつの教育・保育提供区域とします。

4 子ども・子育て支援法改正による幼児教育・保育の無償化について

令和元年5月、支援法が改正され、3歳から5歳児については原則としてすべての世帯、0歳から2歳児は住民税が非課税となる低所得世帯を対象に、認可保育所や幼稚園などの利用料が無償となる「幼児教育・保育の無償化」が令和元年10月から開始されています。

■新制度の認定区分

園種別 年齢	認可保育所 認定こども園 小規模保育 事業所 (2号・3号)	幼稚園 認定こども園 (1号)		私学助成幼稚園		国立大学 附属幼稚園		認可外保 育施設等	障害児通園 施設等
		教 育	預かり 保育	教 育	預かり 保育	教 育	預かり 保育		
3～5歳児 クラス	利用料 無償化	利 用 料 無 償 化	(※) 日額上限 450円 *月額上 限あり	月額上限 25,700 円まで無 償	(※) 日額上限 450円 *月額上 限あり	月額上限 8,700円 まで無償	(※) 日額上限 450円 *月額上 限あり	(※) 月額上限 37,000 円まで無 償	利 用 料 無 償 化
満3歳児	課 税 世 帯	利 用 料 無 償 化	無償化 対象外	月額上限 25,700 円まで無 償	無償化 対象外	月額上限 8,700円 まで無償	無償化 対象外		
	非 課 税 世 帯								
非課税世帯 の0～2歳 児クラス	利 用 料 無 償 化							(※) 月額上限 42,000 円まで無 償	

※保育の必要性の認定が必要です。

0～2歳は、世帯の課税状況によって無償となる場合があります。

満3歳児とは、3歳になった日から最初の3月31日までにある子どもです。

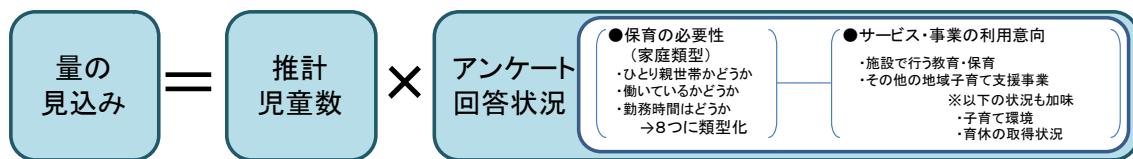
5 教育・保育給付事業

教育・保育給付事業の量の見込みの算出に際しては、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に沿って、児童人口推計とニーズ調査の結果から算出していますが、実績値との乖離がみられる事業においては、昭和町の実績値と対象児童の人口推計および利用意向の傾向を踏まえ補正しています。

(1)量の見込みの推計方法

令和2年度から令和6年度までの計画期間中に必要となる教育・保育給付事業の量の見込みの推計は、以下の方法により行いました。

- ① 計画期間の各年度における年齢別の子どもの数を推計します。
- ② ニーズ調査の結果を家庭類型に分類し、それぞれ事業の利用意向を算出します。
- ③ ①と②の乗算により、各年度における量の見込みを推計します。



各家庭における保育の必要性に基づいて集計をするために、両親の就労状況などに基づいて、家庭を以下の家庭類型(8類型)に区分しました。

なお、その際には、将来的な就労希望等も考慮して、適当な保育施設等がないために就労できない等の事情も組み入れています。

家庭類型

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	両親ともにフルタイム勤務
タイプC	片親がフルタイムで片親が一定時間以上のパート勤務
タイプC'	片親がフルタイムで片親が一定時間未満のパート勤務
タイプD	片親が働いており、片親が専業主婦(夫)
タイプE	両親ともに一定時間以上のパート勤務
タイプE'	両親のいずれかが一定時間未満のパート勤務
タイプF	両親ともに無職

・保育の必要性が高い家庭類型:ABCE (2号認定、3号認定)

・保育の必要性が低い家庭類型:C' DE' F (1号認定)

(2) 計画期間の児童数の推計と家庭累計

計画期間中における0歳～17歳の児童人口について、以下の方法により、推計しました。

- ① 年度ごとの出生数については、令和6年の出生数実績を基に、昭和町の出生数の増減傾向を加味した数値としています。
- ②1歳児以上の人団については、各年齢における過去5年のコーホート変化率の平均を算出し、①で算出した出生数に加算しています。

以上の方団から推計した令和7年度から令和11年度の0～17歳の児童人口の推計値は以下のとおりです。

■計画期間の推計児童人口

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	176	177	178	179	180
1歳	183	184	185	186	187
2歳	199	188	189	190	191
3歳	206	202	191	192	193
4歳	211	211	207	196	197
5歳	237	215	215	211	200
6歳	212	241	219	219	215
7歳	250	213	242	220	220
8歳	234	252	215	244	222
9歳	231	234	252	215	244
10歳	250	230	233	251	214
11歳	251	249	229	232	250
12歳	198	249	247	227	230
13歳	252	197	248	246	226
14歳	260	251	196	247	245
15歳	225	257	248	193	244
16歳	209	223	255	246	191
17歳	207	209	223	255	246
合計 (0～17歳)	4,028	3,991	3,982	3,972	3,949

アンケート調査結果から推計される家庭類型の割合は以下のとおりです。

■家庭類型割合

家庭累計	意向調査結果	
	人数	割合(%)
【タイプA】 ひとり親	11	5.5
【タイプB】 フルタイム×フルタイム	98	48.5
【タイプC】 フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上 + 下限時間～120 時間の一部)	34	16.8
【タイプC'】 フルタイム×パートタイム (下限時間未満 + 下限時間～120 時間の一部)	15	7.4
【タイプD】 専業主婦(夫)	44	21.8
【タイプE】 パート×パート (双方月 120 時間以上 + 下限時間～120 時間の一部)	0	0.0
【タイプE'】 パート×パート (いずれかが下限時間未満 + 下限時間～120 時間の一部)	0	0.0
【タイプF】 無業×無業	0	0.0
全体	202	100.0

(3)教育・保育の量の見込みと確保方策

推計人口と家庭類型、利用意向率から推計した量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

■ 1号認定・2号認定

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3～5歳推計人口	654	628	613	599	590
1号・2号認定の見込み量	620	595	581	568	559
1号認定(3～5歳)	181	174	170	166	163
2号認定(3～5歳) 【幼児教育希望】	299	286	279	273	269
2号認定(3～5歳) 【保育希望】	140	135	132	129	127
教育・保育事業未利用児童数	34	33	32	31	31
昭和町内利用定員	437	437	437	437	437
昭和町外広域等利用数	183	158	144	131	114
過不足	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保量】

3～5歳児童人口の減少に伴い、1号・2号認定の見込み量も減少傾向と見込んでいます。

昭和町内利用定員数については、令和7年度以降の各施設の利用定員の合計を受け入れ可能利用定員として引き続き437人としています。

【確保方策】

昭和町在住児童の1・2号認定の児童の見込み量の推計は620人から559人に減少傾向で推移すると見込んでいます。昭和町内の利用定員を上回っていますが、この中には他市町村の教育・保育施設を利用する児童も含まれています。一方で「昭和町内利用定員」は437人ですが、この中には他市町村在住の児童も含まれています。

本町では、他市町村の教育・保育施設の広域利用を含めて対応を行い、待機児童を発生させない体制を取っています。今後も引き続き、町内各教育・保育施設の利用定員の維持に努めています。

■ 3号認定

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定(0歳)	101	100	100	100	101
3号認定(1歳)	105	105	106	106	107
3号認定(2歳)	113	109	110	111	111
3号認定の見込み量	319	314	316	317	319
0～2歳推計人口	558	549	552	555	558
教育・保育事業未利用児童数	239	235	236	238	239
昭和町内利用定員	296	296	296	296	296
昭和町外広域等利用数	23	18	20	21	23
過不足	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保量】

令和7年度以降の量の見込みについては、ほぼ横ばいの状態が続くと推計されています。

確保量については、令和7年度の各施設の利用定員の合計が今後も継続して受け入れ可能と考え、296人としています。

【確保方策】

昭和町在住の3号認定の子どもの見込み量の推計は314～319人で推移すると推計されています。1・2号認定と同様に、この中には他市町村の教育・保育施設を利用している児童も含まれています。一方で「昭和町内利用定員」は296人ですが、この中には他市町村在住の児童も含まれています。

3号認定の教育・保育事業においても、他市町村との広域利用を含めた対応を行い、待機児童を発生させない体制を取っています。今後も引き続き、町内各教育・保育施設の利用定員の維持に努めています。

6 地域子ども・子育て支援事業

「地域子ども・子育て支援事業」とは、市町村がすべての子育て家庭を対象に、地域の実情に応じ実施する事業です。こどもや保護者のニーズ、家庭状況等の情報に基づき、こども家庭センターを中心に、情報提供や相談支援を行うとともに、必要に応じて、これら事業等を活用した支援策(サポートプラン)を提案していきます。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

地域子ども・子育て支援事業	
1	延長保育事業（時間外保育）
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
3	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）★
4	地域子育て支援拠点事業
5	一時預かり事業
6	病児・病後児保育事業
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
8	利用者支援事業
9	妊婦一般健康診査費助成事業（妊婦健康診査）
10	乳児家庭全戸訪問事業
11	養育支援訪問事業★
12	子育て世帯訪問支援事業★
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業
14	児童育成支援拠点事業
15	親子関係形成支援事業★
16	妊婦等包括相談支援事業
17	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
18	産後ケア事業

※★印は、こども家庭センターにおいてサポートプランを作成し、実施する事業です。

(1) 延長保育事業

① 事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

② 量の見込みと確保量

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	185	185	185	185	185
確保量	185	185	185	185	185

※平成27年から令和5年までの平均値を見込み量としています。

③ 確保方策

家庭の状況等によってニーズの変動が発生しやすい事業です。現状の実施体制を維持しながら、ニーズの増加にも対応できる体制を整えるよう努めていきます。

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

① 事業の概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

② 量の見込みと確保量

【低学年】

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	437	444	452	461	469
確保量	437	444	452	461	469

【高学年】

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	136	136	136	136	136
確保量	136	136	136	136	136

※低学年・高学年ともに、令和5年の実績値に令和4年から令和5年の変化率を乗じて見込み量を算出しています。

③ 確保方策

女性の就業率の上昇が見込まれる中、ニーズが高まることが予想される事業です。指導員の確保に努め、利用定員の維持・拡充を図っていきます。

(3)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

①事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、一時的に施設等でその児童を預かり、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業:ショートステイ事業)です。

②量の見込みと確保量

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	137	153	161	165	167
確保量	137	153	161	165	167

※予算計画から見込み量を算出しています。

③確保方策

令和5年まで利用実績がなかった事業です。今後のニーズを見込んで、関係機関と連携を取り、受け入れ施設の拡充と、「ショートステイ里親」を導入するなど、対応できる体制の確保に努めます。

(4)地域子育て支援拠点事業

①事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

②量の見込みと確保量

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6,157	6,157	9,727	9,649	9,581
確保量	6,157	6,157	9,727	9,649	9,581

※令和9年度以降は、町直営の「子育て支援センター」開設による利用増及び0～6歳児の人口推計をもとに見込み量(延べ人数)を算出しています。

③確保方策

町では「子育て支援センター」を整備し、乳幼児親子の交流や育児に関する情報交換ができる安心安全な居場所を提供します。センターでは、保育士や保健師を配置し、発達等が気になる親子の支援など、新たな子育て支援の充実を図ります。

(5)一時預かり事業

①事業の概要

「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」は、町内では幼稚園に代わって、認定こども園で教育時間終了後や夏季休業時等に子どもを預かる事業です。

「上記以外の一時預かり」は、各家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間の時間帯に、認定こども園・保育所(園)・その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

②量の見込みと確保量

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
確保量	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000

※令和5年の実績値を繰り上げた値を見込み量(延べ人数)としています。

令和5年の実績値に令和4年から令和5年の変化率を乗じて確保量としています。

【上記以外の一時預かり】

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保量	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600

※令和5年の実績値を繰り上げた値を見込み量(延べ人数)としています。

過去最大値の平成30年の実績値を繰り上げた値を確保量としています。

③確保方策

調査結果からは幼児教育へのニーズの高まりがみられます。コロナ禍が明けて令和5年の実績が大幅に増加したことから、ニーズが増加した時にも対応できる体制作りに努めていきます。

(6)病児・病後児保育事業

①事業の概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保量	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

※令和5年の実績値を繰り上げた値を見込み量(延べ人数)としています。

③確保方策

確保量の前提として、県内での広域利用を想定しています。利用できる施設の情報提供を行うとともに、利用者が使いやすい体制の整備とニーズへの対応を図っていきます。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

①事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

②量の見込みと確保量

【低学年】

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	480	480	480	480	480
確保量	480	480	480	480	480

※過去5年間の最大値である令和3年の実績値を繰り上げて見込み量(延べ人数)としています。

【高学年】

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	360	360	360	360	360
確保量	360	360	360	360	360

※過去5年間の最大値である令和3年の実績値を繰り上げて見込み量(延べ人数)としています。

③確保方策

確保量の維持のためには、援助会員の確保・拡充が重要となってきます。今後のニーズの変動にも対応できるよう、援助会員の登録数拡充に努めていきます。

(8)利用者支援事業

①事業の概要

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、これまで、「子育て世代包括支援センター」で行う『母子保健型』と、町内3か所の「地域子育て支援拠点」で行う『基本型』の2つの類型で本事業を実施してきましたが、令和6年4月に、こども家庭センターを開設したことに伴い、「子育て世代包括支援センター」が行ってきた本事業は、これまでの『母子保健型』から『こども家庭センター型』に移行しました。

②量の見込みと確保量

(単位:施設)	施設型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	3	3	4	4	4
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保量	基本型	3	3	4	4	4
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

③確保方策

『こども家庭センター型』への移行に伴い、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通して、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援と、すべての子どもとその家庭に対する虐待への予防的な対応から、個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施していきます。また、国における『利用者支援事業実施要綱』に則り、今後、職員の配置や業務内容の拡充を行っていきます。

一方、「地域子育て支援拠点」で行う『基本型』での本事業は、これまでの3施設に加え、新たに設置予定の「子育て支援センター」においても、実施するとともに、乳幼児の集いの場となる「地域子育て支援拠点事業」の相談員や「こども家庭センター」等との連携強化を図り、地域の保育施設や子育て支援に関する情報提供、相談等の充実を図っていきます。

更に、関係機関との連携においては、教育・保育事業や民生委員・児童委員等との連携強化を図っていきます。

(9)妊婦一般健康診査費助成事業(妊婦健康診査)

①事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,420	3,380	3,340	3,300	3,260
確保量	3,420	3,380	3,340	3,300	3,260

※妊婦数と妊婦一人当たりの補助券数から見込み量(延べ人数)を算出しています。

③確保方策

今後も事業の維持に努め、安全・安心に出産ができるよう助成事業を継続していきます。

(10)乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

②量の見込みと確保量

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	173	171	169	167	165
確保量	173	171	169	167	165

※0歳児数から見込み量を算出しています。

③確保方策

社会状況の変化によって、転入・転出による乳児の増減が予想されます。現状の実施体制を維持しながら、ニーズの増加にも対応できる体制を整えるよう努めていきます。

(11)養育支援訪問事業

①事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師などの専門職がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保量	2	2	2	2	2

※平成27年から令和5年までの平均値から見込み量を算出しています。

③確保方策

今後も適切な養育支援が行えるよう、必要な専門職の確保に努めていきます。

(12)子育て世帯訪問支援事業

①事業の概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

②量の見込みと確保量

(単位:回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	156	175	179	182	183
確保量	156	175	179	182	183

※過去の実績を勘案し、見込み量を算出しています。

③確保方策

訪問支援に必要な知識や技術を身につけるための研修や学習機会を設けるなど、訪問支援員の確保に努めています。

(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業の概要

私学助成幼稚園へ通う児童のうち、低所得や兄弟姉妹の多い世帯に対して副食費(給食費のおかず相当分)の助成を行う事業です。

②量の見込みと確保量

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保量	1	1	1	1	1

※国の示す算出方法に基づき、見込み量を算出しています。

③確保方策

利用者の見込みは少ない事業となっています。利用希望に対しては適切・迅速に対応できるように取り組んでいます。

(14)児童育成支援拠点事業

①事業の概要

養育環境や学校に課題を抱える児童やその家庭に対して、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供などを行う事業です。児童の最善の利益の保障と健全な育成を図り、虐待を防止することを目的としています。

②量の見込みと確保量

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	108	115	118	120	121
確保量	108	115	118	120	121

※国の示す算出方法に基づき、見込み量を算出しています。

③確保方策

事業の対象児童数は今後増加していく見込みとなっています。適切な利用が図れるよう、体制づくりを図ります。

(15)親子関係形成支援事業（対象:0～17歳）

①事業の概要

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその子どもに対して、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供や相談及び助言などの支援を行う事業です。

②量の見込みと確保量

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14	14	14	14	14
確保量	14	14	14	14	14

※令和6年の実績に基づき、児童数の推移を勘案して見込み量を算出しています。

③確保方策

親子の関係性に悩みや不安を抱えている家庭に対して、健全な親子関係の形成ができるよう、適切な支援を検討していきます。

(16)妊婦等包括相談支援事業

①事業の概要

妊婦やその配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報の提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

②量の見込みと確保量

(単位:回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	540	532	523	515	507
確保量	540	532	523	515	507

※妊娠届出数の推計値に面談回数を乗じて見込み量を算出しています。

③確保方策

すべての妊婦に、母子手帳交付時と出産後に保健師の面談を行い、また妊娠8か月頃のアンケートにより、妊娠・出産・子育ての悩み等に寄り添い、切れ目ない支援が継続していけるよう努めます。

(17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ※令和8年度から実施する事業です。

①事業の概要

保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度です。

②量の見込みと確保量

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	18	18	19	19
確保量	—	18	18	19	19

※国の示す算出方法に基づき、見込み量を算出しています。

③確保方策

保育所・子ども園に見込み量に応じた定員確保を依頼するとともに、隣接する自治体との広域利用の拡大を図ります。

(18)産後ケア事業

①事業の概要

出産後、育児への不安や負担感を有する母親とその乳児が、母体のケアと育児に関する相談、沐浴や授乳等の指導等の支援を助産師等が提供する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位:日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	61	69	77	87	98
確保量	61	69	77	87	98

※利用妊婦数の推計値に平均利用日数を乗じて見込み量を算出しています。

③確保方策

施設と情報を共有し、母親のニーズに応えられるような体制構築に努めます。

第7章 子育て支援のまちづくりのための取り組み

1 地域におけるきめ細かな子育て支援

少子化や核家族世帯の増加など、社会環境の変化に伴い、妊娠・出産・育児に関する情報を得る機会が少なくなるなど、子育て世帯への支援の必要性が高まっています。相談がしやすい体制の構築や、地域ぐるみで子育てを支えるネットワーク作りが求められています。

また、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期を通じて、切れ目のない支援を実施していくためには、保健部門、福祉部門、教育部門が相互に情報共有しながら、連携していく必要があります。

子ども・子育て支援事業を利用したいと考えている保護者が迷うことがないように、町の各部門で制度や事業の実施状況などについて情報を共有し、密接に連携していきます。

併せて、子ども・子育てに関する統一的な取り組みを進めるために令和6年4月に開設された、「子ども家庭センター」を中心に、すべての妊婦、子育て世帯、子どもへの一体的な支援を図っていきます。

(1)妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

施策・事業名	内容	対象
妊娠届出時の個別相談	保健師・栄養士が対応	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
出産応援ギフト券（マタニティギフト券）	母子手帳交付時の面談後に 50,000 円相当のギフト券交付	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
妊娠8か月頃のアンケート実施	アンケートの内容を確認し、保健師が相談対応	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
妊娠後期の電話相談	保健師・助産師が対応	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
安産教室の開催	妊婦同士のつながりが持てるように開催	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
妊娠中からの母親へのメンタルヘルスサポート	母子手帳交付時からメンタルヘルスの状況を確認し、妊娠中からサポートを行う	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
訪問事業	保健師・助産師による妊産婦・乳児への訪問指導の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
おめでとうコール実施	保健師の電話相談による出産後早期支援	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
育児学級時の保健師面談	保健師による面談	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
子育て応援ギフト券（ハローベビーギフト券）	育児学級の面談後に 50,000 円相当のギフト券交付	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
保健師による相談の充実	様々な機会を通じて保健師が相談に対応	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

乳幼児健診未受診者への連絡	医療機関や保育所等と連携 保健師による電話連絡	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
乳幼児の児童館利用	町内児童館・センター（午前中）で利用が可能	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
祖父母の育児教室（孫育て講座）の開催	祖父母を対象とした孫育て教室	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
男性の育児参加支援	父親のニーズ調査や、パパママ学級（両親学級）など	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
乳幼児期のすくすく相談の実施	乳幼児の健康や栄養に関する個別相談や離乳食試食会の開催等	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
しうわ子育て応援ナビの活用（子育てモバイル）	母子保健事業やイベントなどの情報提供	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
こんにちは赤ちゃん訪問事業	保健師や助産師が出産家庭を訪問し、地域で見守っている人の存在を知つもらう	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
不妊治療費助成	不妊治療にかかる費用の保険適用外分を助成	妊娠を希望する女性

(2)子育てのネットワークづくり

施策・事業名	内容	対象
両親・育児学級の開催	出産育児についての知識、技術を学ぶだけでなく仲間づくりの場を提供	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
ひばり子ども会や子育てボランティアの会の自主的活動の支援	児童館を通じての子どもたちが健やかに育つような子育ての援助	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
愛育会による地域での声かけ・見守り	愛育会が行うイベント等の参加の声かけや事故防止などの子育て情報の声かけなど	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
子育てサポーター養成講座の開催	地域の中で子どもを見守り育てる意識を育成し、修了後はファミリーサポーターとして活動	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

(3)施設を活用した地域活動の活性化

施策・事業名	内容	対象
児童館事業への保護者や地域住民の参画の推進	地域住民同士の交流を図り、地域づくりを推進、子育てボランティアの会やひばり子ども会が協力	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
町内各児童館や保育所での中高生の保育・遊びボランティア活動の実施	児童館行事に協力し、異年齢児と関わり、思いやり等を学ぶ	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
図書館での「おはなし会」の開催	対象年齢ごとに3つのおはなし会を毎月各1回ずつ開催	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
絵本の読み聞かせ事業	各児童館・センターで乳幼児・学齢児対象に月数回実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

(4)情報提供の充実

施策・事業名	内容	対象
子育て支援に関する子育てモバイルやホームページで情報提供	しうわ子育て応援ナビ（子育てモバイル）等で、各種健診や、保育所や児童館の情報、各種イベントの案内等を提供	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠婦 ■乳児 ■3歳未満 ■3歳以上 ■学齢期 ■保護者等
周産期の喫煙・飲酒リスクについての広報・啓発	母子手帳交付時、安産学級、パパママ学級時の個別相談やポスター、パンフレットでの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠婦 □乳児 □3歳未満 □3歳以上 □学齢期 □保護者等
乳幼児健診の受診勧奨	育児学級、町集団健診時の説明周知 しうわ子育て応援ナビによるプッシュ通知	<ul style="list-style-type: none"> □妊娠婦 ■乳児 ■3歳未満 ■3歳以上 □学齢期 ■保護者等
受動喫煙についての広報・啓発	ポスターやパンフレット、母子手帳交付時、安産学級、パパママ学級、乳幼児健診時の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠婦 ■乳児 □3歳未満 □3歳以上 □学齢期 □保護者等
相談事業・相談窓口の広報周知	広報、ホームページ、個別通知にて周知	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠婦 ■乳児 ■3歳未満 ■3歳以上 ■学齢期 ■保護者等
事故予防の啓発	乳幼児健診時の個別対応やポスター、パンフレットでの周知 #8000（小児救急電話相談）の紹介	<ul style="list-style-type: none"> □妊娠婦 ■乳児 ■3歳未満 □3歳以上 □学齢期 ■保護者等
予防接種の必要性、重要性についての情報提供	育児学級での説明会・随時の相談	<ul style="list-style-type: none"> □妊娠婦 ■乳児 □3歳未満 □3歳以上 □学齢期 ■保護者等

2 支援を必要とする子どもたちへの支援

児童に対する虐待件数は近年増加しており、児童虐待については、こども家庭センターが中心となり、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むとともに、虐待を受けた子どもに対しては、関係機関が連携して対応する必要があります。

また、外国人受け入れを拡大する国の方針に伴って、教育・保育施設に通う外国人児童が増加することが予想されます。外国人の子どもは、文化や言葉の違いなどで意思疎通が難しかったり、集団生活になじみにくい等の状況が生まれやすくなっています。そのため、外国語での情報提供を行ったり、相談窓口の案内等を行うなど、生活や子育ての支援を行っていきます。

障害がある児童に対しては、障害の早期発見と治療が行えるように、保健、福祉、教育、医療等で連携して、健診・指導・相談の充実を図ります。また、必要な場合には、山梨県などで実施している広域的、専門的な支援を受けることができるよう連携を図っていきます。

(1)児童虐待防止対策の充実

施策・事業名	内容	対象
ハイリスクの家庭の早期発見と相談支援体制の強化	子育て支援課・いきいき健康課（こども家庭センター）・学校教育課・福祉介護課で連携	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠婦 ■乳児 ■3歳未満 ■3歳以上 ■学齢期 ■保護者等
児童虐待防止ネットワークの充実	住民の主体的な活動による地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠婦 ■乳児 ■3歳未満 ■3歳以上 ■学齢期 ■保護者等
関係機関等のネットワークの充実	地域・学校・保育園等・役場・教育委員会・医療機関・児童相談所等関係機関のネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠婦 ■乳児 ■3歳未満 ■3歳以上 ■学齢期 ■保護者等

(2)ひとり親家庭の支援

施策・事業名	内容	対象
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	山梨県及び就業・自立センターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>妊娠婦 <input type="checkbox"/>乳児 <input type="checkbox"/>3歳未満 <input type="checkbox"/>3歳以上 <input type="checkbox"/>学齢期 <input checked="" type="checkbox"/>保護者等
ひとり親家庭への支援等の実施	一日行楽や父子家庭食事サービスや入進学祝金等の事業を実施	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>妊娠婦 <input type="checkbox"/>乳児 <input checked="" type="checkbox"/>3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/>3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/>学齢期 <input checked="" type="checkbox"/>保護者等
ひとり親家庭に関する施策・取組の情報提供	対象者への通知や広報により情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>妊娠婦 <input type="checkbox"/>乳児 <input checked="" type="checkbox"/>3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/>3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/>学齢期 <input checked="" type="checkbox"/>保護者等
ひとり親家庭福祉会の情報提供	ひとり親家庭福祉会から情報を提供	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>妊娠婦 <input type="checkbox"/>乳児 <input type="checkbox"/>3歳未満 <input type="checkbox"/>3歳以上 <input type="checkbox"/>学齢期 <input checked="" type="checkbox"/>保護者等
ひとり親家庭医療費の助成（窓口無料）	ひとり親家庭の親と児童等が病気やけがなどで通院・入院した医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>妊娠婦 <input type="checkbox"/>乳児 <input checked="" type="checkbox"/>3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/>3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/>学齢期 <input checked="" type="checkbox"/>保護者等

(3)外国人の子どもの支援

施策・事業名	内容	対象
相談事業・相談窓口の広報周知	各事業の中で、親の不安を受け入れ、専門的な相談窓口などの必要な情報を提供	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
外国人への通知方法や情報提供の工夫	乳幼児健診は通訳を配置、母子手帳は8カ国語に対応（アプリは11カ国語に対応）	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
外国人の児童生徒への日本語教育の充実	町費による日本語指導員の配置	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

(4)障害がある子どもの支援

施策・事業名	内容	対象
町単独での専門的な発達支援相談の実施	発達障害支援コーディネーターや、臨床心理士による、個々の発達障害の状態に応じた個別の支援を実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
在宅サービスの充実	児童居宅生活支援・障害児放課後預かり事業の実施・移動支援事業（車両利用型）の実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
日中一時支援事業の実施	障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
親への支援強化	障害の予測されるケースや障害を有している児童をもつ親への支援の強化	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
地域全体での取組の推進	障害の原因となりやすい事故防止などに対する地域全体での取り組みの推進	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
インクルーシブ教育の理念に基づく就学支援の推進	保健師、教育指導監、学校教育係、児童家庭係、障害福祉係、各校特別支援コーディネーターの連携	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
きめ細やかな教育の充実	町費による教育指導員の配置	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
就学児相談	教育指導監や保健師による相談対応	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

(5)ヤングケアラー支援

施策・事業名	内容	対象
ヤングケアラーに関する実態把握と理解の促進	ヤングケアラーに関する関係機関への実態調査	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
ヤングケアラーを支援する人材の育成	ヤングケアラーコーディネーターの配置・増員	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

3 教育環境の充実

保護者の就労状況からは保育の必要性が高いと認定されている児童においても、少子化等の影響も背景に、保育時間を確保しながら、幼児教育を受けさせたいという要望が高まってきています。従来の保育所(園)から幼保連携型のこども園への移行を推進するなど、幼児教育への要望に応えられる体制作りを行うとともに、幼稚園においても、保育所(園)からの一時預かり事業を拡充するなどで対応を図っています。町では、幼児教育を行える保育士の確保に努めるとともに、子育て家庭に対する相談や支援を適切に行えるよう努めています。

次代の担い手となる子どもが個性豊かに生きる力を伸ばしていくことができるよう、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導や地域人材等の活用も行いながら、基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力の育成などに取り組んでいきます。

また、そのためには教育を学校だけのものと考えるのではなく、家庭や地域がそれぞれの役割を果しながら、連携して、地域全体の教育力が向上するような取り組みも進めています。

子どもは次の世代の親になります。長期的な視点に立って、思春期の様々な心や体の問題に対応していくとともに、子どもを産み育てるこの意義や命の大切さについて、実際に乳幼児とのふれあいなどを通じて理解する機会を作っています。

(1)学校教育環境の整備

施策・事業名	内容	対象
授業の実施体制の充実	はぐくみプラン、校内チームティーチング体制での授業実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
カウンセラーの配置、教育指導監等の配置	青少年カウンセラー・学校カウンセラーの配置、教育指導監等の配置	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
保健室職員の拡充	町単独による養護教諭の資格を持った教育指導員の配置	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
学習ボランティアなどの活用	地域人材、大学生などによる学習ボランティア、特別非常勤講師の招請	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
情報教育の推進	学校のICT環境・ICT教育利用の充実やプログラミング教育の推進	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
英語教育の推進	町費によるALTの配置	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
学校における防犯・防災対策	主体的に行動する児童の育成、実践的な防災教育の推進	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
子どもの安全対策推進	学校における学校安全計画、危機管理マニュアルの改善	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
地域と一体化した話し合いの推進	学校・保護者・地域の関係者が集う懇談会等の実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

きめ細やかな教育の充実	町費による教員や教育指導員の配置	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
就学援助制度の実施	生活困窮家庭等へ学用品費・給食費等を支給	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
コミュニティ・スクールの推進	地域とともにある学校づくり、社会に開かれた教育課程	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
不登校児童の居場所づくり	教育支援センターを設置	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

(2)家庭や地域の教育力の向上

施策・事業名	内容	対象
子どもの居場所づくり教室	週末の子どもたちの居場所づくりのため、各種団体と協力して「子ども教室」を開催	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
子育て支援活動を行っている団体の支援	各団体の存在や活動の周知および、協力して事業が実施できるための支援	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
地域における体制づくり	公会堂や公園、公共施設を利用した子育て支援の場の確保など	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
子育てに関する教室・講座の実施	妊娠時から学齢期まで発達段階に応じた様々な教室・講座を開催	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
地域学校協働本部の推進	学校を核とした地域づくり、子どもも大人も学び合う教育体制づくり	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
土曜学習塾「ほたる學舎」の開催	教員OB・OGや大学生、地域ボランティア等が、小学生を対象として行う基礎学力向上を目指した補修的な学習会	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等

(3)思春期対策の充実

施策・事業名	内容	対象
思春期における健康教育	中学校と連携し、命の大切さ、生活習慣の見直しなどの健康教育も実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
自己肯定感の持てる子育ての推進	妊娠中から幼児期における健診等で基本的信頼感と自己肯定感について説明	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
関係機関の連携	保健師や青少年カウンセラー・学校カウンセラー、教育指導監等、学校教育係、児童家庭係、障害福祉係、養護教諭の連携	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

(4) 次代の親の育成

施策・事業名	内容	対象
体験学習の実施	命の学習など、将来親になることに肯定感が持てる生徒の育成	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
中高生等が低年齢児とふれあう機会の提供	児童センターで中高生の受け入れを行い、低年齢児とのふれあいを促進	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
地域に根差したふれあい体験事業の実施	ふるさとふれあいまつり等へのボランティア受け入れや積極参加	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
思春期における健康教育を通して次代の親の育成に関する教育・広報活動	広報等により周知、啓発	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

4 安心して子育てができる環境づくり

安心して子育てができる環境は、「子育て支援のまち」を実現していくための基礎となります。そのためには、子どもや親の心身の健康の不安や、日々の暮らしの中で感じている不安を取り除き、生活環境の安全性を確保していく必要があります。

健康面については、子ども・子育て支援事業で取り組む健診の実施に加えて、予防接種や医療費の助成など医療面での支援を行っていきます。また、乳幼児期は、成人してからの健康を左右する大事な時期です。食育などの推進とともに、健康的な生活習慣を作るための情報提供や教育機会の提供を行っていきます。

日常生活を安心・安全に送るためにには、地域住民や地域の組織、関係機関などと協力しながら、防犯活動の推進などの体制整備を進める必要があります。また、遊具や歩道など、子どもが利用する設備などが安全に利用できるように整備を進めていきます。

(1) 子どもや親の心身の健康の確保

施策・事業名	内容	対象
乳幼児健診の実施	乳児期（4回）や幼児期（2回）の健診の実施（10か月健診時歯科集団指導の実施）	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
2歳児歯科検診の実施	2歳児歯科検診・フッ素塗布の実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進	小中学校や保育園、食生活改善推進員会などと連携を図りながら、「早寝、早起き、朝ごはん」の普及啓発を実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
予防接種の必要性、重要性についての情報提供	育児学級、町集団健診、勧奨通知、電話やしうわ子育て応援ナビ（子育てモバイル）にて情報提供	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
子育て支援医療費の支給	15歳まで保険診療の範囲内でかかった医療費の自己負担分を助成	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
親や子どもへの健康教育の実施	母子保健、成人保健事業全般を通じて実施	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
妊産婦健康診査の助成	妊婦健診14回分・追加検査6回分・産婦健診2回分の助成（多胎妊娠には妊婦健診を+5回分助成）	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
新生児聴覚検査の助成	出生して入院している医療機関の退院日までの間の聴覚検査受診の助成	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
産後ケア	産後育児不安等がある母親への支援（宿泊費及びデイサービス費の助成）	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
心身とも健康に生活できる地域づくりの推進	母子保健、成人保健事業、愛育会活動、食生活改善推進員活動全般を通じて実施	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
受動喫煙についての広報・啓発	ポスター・パンフレットでの啓発、母子手帳交付時、安産学級、パパママ学級、乳幼児健診時の啓発	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等

(2) 安心できるまちづくり

施策・事業名	内容	対象
乳幼児チャイルドシートの着用促進及び貸与	母子手帳交付時に周知し、乳児の満1歳の誕生日の前日までを限度に無料で貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
安全・安心まちづくり事業の実施	「昭和町防犯・防災アドバイザー」（警察OB・OG）による下校時の防犯パトロールの実施など	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
警察・交番などによる組回覧等	毎月、交番広報の組回覧を行い、住民への防犯についての周知徹底	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
「声かけ運動」の展開	青少年育成町民会議が提唱した「声かけ運動」を全町的に展開	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
「子ども110番の家」の推進	青少年育成町民会議で推進している「子ども110番の家」の継続、推進	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
パトロール活動の実施	学校付近や通学路等における学校関係者やボランティアと連携したパトロール活動を実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
PTAと連携した防犯情報の収集	防犯に関するPTAからの指摘箇所の改善を図る	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
学校や通学路、公園などへの防犯カメラ等の整備・充実	犯罪・事故等の防止及び確認等を目的として、防犯カメラを設置	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
子どもの安全対策推進	学校における学校安全計画、危機管理マニュアルの改善	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
防犯情報の迅速な周知	不審者情報等を町内各校保護者一斉メール、LINE、町のホームページなどを通じて迅速に周知	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等

(3) 安全な環境の整備

施策・事業名	内容	対象
学校及び公園遊具等の計画的な修繕	遊具点検業務を年1回行い、緊急度に応じて修繕等を実施	<input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input type="checkbox"/> 保護者等
安全な道づくり	転落防止柵や安全帯（柵）、道路鋸・標識の設置、段差の解消等バリアフリー化を考慮	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等
交通事故防止への対応	交通事故多発地点への着色舗装や事故防止のための路面の工夫、路面標示等の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 妊産婦 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 学齢期 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等



5 子どもの貧困問題への対応

経済的困窮を背景に、医療や食事、教育などを受ける機会に乏しい子どもの貧困問題への対応は、喫緊の課題となっています。2015年に国連サミットで採択されたSDGs⁵においては、17の国際目標を設定していますが、その第1の目的に「貧困をなくす」という目標を掲げています。このSDGsの「貧困」は、単に経済的な困窮状態を意味しているだけでなく、教育受けことができないことや、社会的な差別を受けているなど、様々な形態の「貧困」を対象とするとされています。

国においては、平成26年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、さらに県では平成28年3月に「やまなし子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。一定基準を下回る所得の家庭で育つ相対的貧困の状態にある子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は、11.5%（こども白書2024）となっており、約9人に1人が経済的に困難な状態にあるとされています。特に母子家庭や父子家庭などのひとり親世帯の貧困率は44.5%と高くなっています。特に母子家庭や父子家庭などのひとり親世帯の貧困率は44.5%と高くなっています。特に母子家庭や父子家庭などのひとり親世帯の貧困率は44.5%と高くなっています。

このことから、本町では、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖しないよう、「子どもの貧困対策」を本計画に含め、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行っていきます。

子育てや生活、就業等についての相談体制の充実や、町の施策や取り組みに関する情報提供など、ひとり親家庭を支える支援を継続するとともに今後も充実させるよう努めていきます。

（1）相談支援

施策・事業名	内容	対象
ひとり親家庭に対する相談体制の充実【再掲】	山梨県及び就業・自立センターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠婦 ■乳児 ■3歳未満 ■3歳以上 ■学齢期 ■保護者等
ハイリスク家庭の早期発見と相談支援体制の強化【再掲】	福祉介護課・いきいき健康課（こども家庭センター）・子育て支援課・学校教育課で連携	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠婦 ■乳児 ■3歳未満 ■3歳以上 ■学齢期 ■保護者等
保健師による相談の充実【再掲】	様々な機会を通じて保健師が相談に対応	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠婦 ■乳児 ■3歳未満 ■3歳以上 ■学齢期 ■保護者等
フードドライブ	食料の確保が困難な世帯や個人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠婦 ■乳児 ■3歳未満 ■3歳以上 ■学齢期 ■保護者等

⁵ SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）こと」を目指しています。SDGsでは開発途上国だけでなく、先進国も対象として世界全体で自国や世界の問題・課題に取り組んでいます。

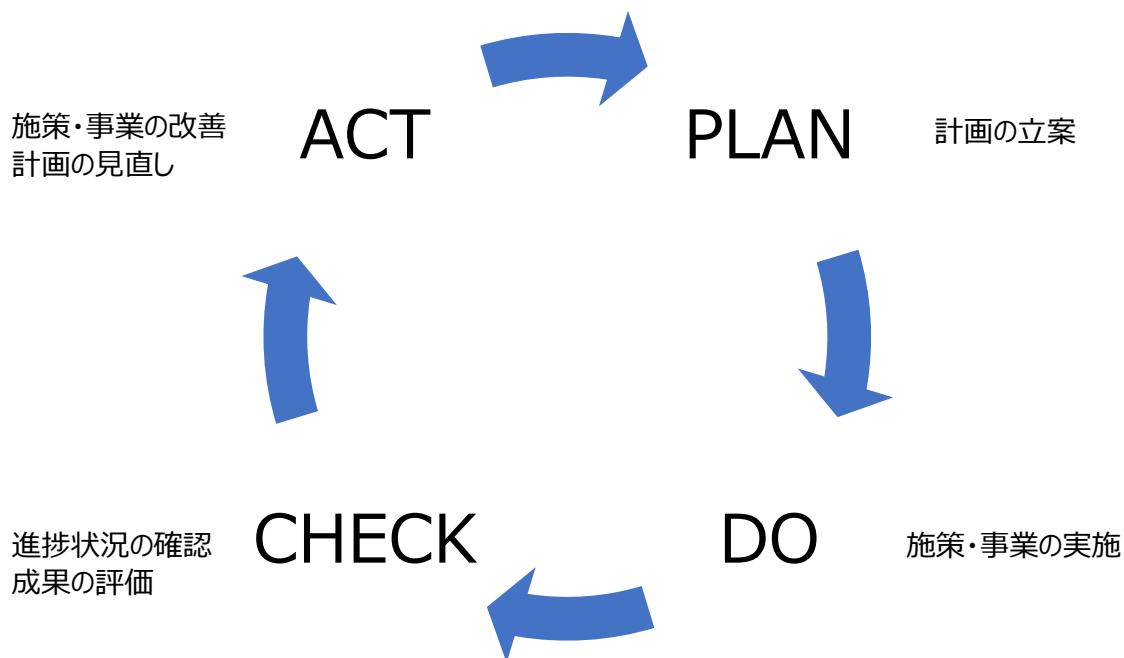
(2)経済的支援

施策・事業名	内容	対象
生活困窮に関する相談	関係機関（社協・ハローワーク等）と連携を図りながら相談に対応	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠婦 ■乳児 ■3歳未満 ■3歳以上 ■学齢期 ■保護者等
生活保護	困窮の程度に応じて県による生活保護に結び付け支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠婦 ■乳児 ■3歳未満 ■3歳以上 ■学齢期 ■保護者等
学力向上支援	学力向上フォローアップの実施	<ul style="list-style-type: none"> □妊娠婦 □乳児 □3歳未満 □3歳以上 ■学齢期 ■保護者等
学校給食費の助成金支給制度	義務教育期間中 3人以上の児童・生徒がいる場合、3人目以降の金額を助成	<ul style="list-style-type: none"> □妊娠婦 □乳児 □3歳未満 □3歳以上 ■学齢期 ■保護者等
学校給食費保護者負担の軽減	学校給食費について、無償化を引き続き検討していく	<ul style="list-style-type: none"> □妊娠婦 □乳児 □3歳未満 □3歳以上 ■学齢期 ■保護者等
教育費保護者負担の軽減	教材、校外学習費、バス代、講師代等を公費で負担	<ul style="list-style-type: none"> □妊娠婦 □乳児 □3歳未満 □3歳以上 ■学齢期 ■保護者等
ひとり親家庭医療費の助成（窓口無料）【再掲】	ひとり親家庭の親と児童等が病気やけがなどで通院・入院した医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> □妊娠婦 □乳児 ■3歳未満 ■3歳以上 ■学齢期 ■保護者等
出産応援ギフト券（マタニティギフト券）【再掲】	母子手帳交付時の面談後に 50,000 円相当のギフト券交付	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠婦 □乳児 □3歳未満 □3歳以上 □学齢期 □保護者等
子育て応援ギフト券（ハローベビーギフト券）【再掲】	育児学級の面談後に 50,000 円相当のギフト券交付	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠婦 ■乳児 □3歳未満 □3歳以上 □学齢期 □保護者等

第8章 計画の評価と見直し

1 計画の評価

本計画に基づく事業の実施状況や成果、実績値について、毎年度昭和町子ども・子育て会議においてPDCAサイクルに基づいた確認・評価を行い、その結果を公表します。



2 計画の見直し

第6章で推計を行った児童人口や実際の施設やサービスの利用状況が、本計画で見込んだ量と大きく乖離し、計画の見直しが必要な場合には、中間年度の令和9年度を目安として計画の見直しを行います。なお、この見直し後の計画についても計画期間は令和11年度までとします。



第3期昭和町子ども・子育て支援事業計画

発 行: 令和7年3月

発行者: 昭和町子育て支援課

電 話: 055-267-5255

FAX: 055-275-6497